

関 係 学 則 一 覧

	学則名	改正の 有無	全文	変更事項を 記載した書 類	新旧 対照表	頁
1	東北大学大学院通則	有	○	○	○	2
2	東北大学学位規程	有	○	○	○	42
3	東北大学大学院医学系研究科規程	有	○	○	○	65
4	東北大学大学院医学系研究科履修内規	有	○	○	○	84
5	東北大学教授会通則	無	○	—	—	163
6	東北大学大学院医学系研究科教授会内規	無	○	—	—	167
7	東北大学大学院医学系研究科委員会内規	無	○	—	—	169

東北大学大学院通則

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第10条—第21条）
- 第3章 休学（第22条—第24条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第25条—第27条）
- 第5章 教育方法等（第28条—第30条）
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条—第31条の5）
- 第6章 課程修了及び学位授与（第32条—第37条）
- 第7章 懲戒（第38条）
- 第8章 授業料（第39条—第44条の2）
- 第9章 科目等履修生（第44条の3—第44条の10）
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11—第44条の17）
- 第10章 外国学生（第45条—第46条の2）
- 第11章 インターネット・スクール（第47条）

附則

第1章 総則

- 第1条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

（昭44規26・平16規86・平18規178・平30規54・一部改正）

- 第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻

教育学研究科 総合教育科学専攻

法学研究科 総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻

経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻

理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻

医学系研究科 総合医学専攻

歯学研究科 歯科学専攻

薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻

工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻

農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。

(昭30年7月1日・昭36年5月23日・昭38規45・昭44規26・昭47規39・平5規64・平6規21・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平17規31・平18規60・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令4規40・一部改正)

第2条の2 前条に定めるもののほか、本大学院の次条に定める博士課程に、履修上の区分として、学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(平25規23・追加)

第3条 本大学院に、別表第1のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

(昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭47規39・一部改正、昭50規9・全改、平15規8・平16規86・一部改正)

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科総合医学専攻の博士課程は、区分課程及び医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

(昭30年7月1日・追加、昭50規9・全改、平6規21・平8規31・平14規34・平16規86・平22規32・平24規31・平30規54・一部改正)

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

(平16規86・追加)

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な

学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(昭50規9・追加、平5規64・平15規8・一部改正、平16規86・旧第3条の3繰下・一部改正)

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・一部改正、平16規86・旧第3条の4繰下、平24規31・一部改正)

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

(昭50規9・平2規7・一部改正、平11規90・全改、平14規34・平15規8・平16規86・平20規66・平30規54・一部改正)

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

(平11規90・追加、平16規86・平20規66・平30規54・一部改正)

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

(昭30年7月1日・昭38規45・昭47規39・一部改正、昭50規9・全改、昭54規7・平6規21・平8規31・平16規86・平20規66・平24規31・一部改正)

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

(平16規86・追加)

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

(平16規86・追加、平18規60・一部改正)

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

(平15規8・追加、平16規86・旧第5条の2繰下、平30規54・令3規18・一部改正)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(昭38規46・一部改正)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(昭38規45・一部改正)

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

(昭38規45・昭44規26・昭48規42・昭62規13・平5規64・令2規40・
一部改正)

第9条 削除

(平16規86)

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・平14規34・平
30規54・一部改正)

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

(昭38規45・昭44規26・昭50規9・昭52規17・平11規90・平14規3
4・平30規54・一部改正)

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位

- 置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であつて、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（昭29年4月27日・一部改正、昭30年1月1日・全改、昭30年7月1日・昭38規45・昭50規9・平2規7・平3規59・平6規79・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規8・平15規169・平16規86・平17規170・平18規60・平18規123・平20規66・平28規80・平31規60・一部改正）

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- 一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であつて、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（昭30年1月1日・昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭47規39・昭52規17・平2規7・平6規21・平8規31・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規169・平17規170・平20規66・平24規31・平28規80・一部改正）

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

（昭38規45・一部改正、昭44規26・全改、平14規34・平18規178・平30規54・一部改正）

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

（昭30年1月1日・全改、昭38規45・昭44規26・昭50規9・平14規34・平16規86・平24規31・平30規54・一部改正）

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可す

ることがある。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（昭30年1月1日・全改、昭38規45・昭44規26・昭47規94・昭50規9・昭52規17・平2規7・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規169・平16規86・平17規31・平17規170・平22規97・平24規85・平30規54・一部改正）

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

- 一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの
 - 二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの
 - 三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの
- 2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。
- 3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

（昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・昭38規45・昭

44規26・昭47規94・昭48規42・平14規34・平17規170・平20規66・平22規97・平30規54・一部改正)

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。

5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であつて法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

（平6規21・追加、平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平24規31・平24規85・平27規65・平28規55・平30規54・令3規18・令4規40・令5規1・一部改正）

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

（昭44規26・追加、昭48規42・昭50規9・平5規64・一部改正、平6規21・旧第16条の2繰下、平12規29・平14規34・平30規54・一部改正）

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

(昭30年1月1日・全改、昭33年4月1日・昭33年7月23日・昭44規26・平14規34・平30規54・令3規18・一部改正)

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平3規53・平16規86・一部改正)

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・昭52規17・平15規8・平16規86・一部改正)

第19条の2 次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

- 一 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学（以下この条及び次条において「入学等」という。）を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの
- 二 後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に入学等を許可された者で、学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当するもの

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

(昭52規17・追加、平8規79・平15規8・令8規61・一部改正)

第19条の3 入学等を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

(令8規61・追加)

第19条の4 前二条に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(令8規61・追加)

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

(昭44規26・昭48規42・昭50規32・昭62規13・平16規86・平26規34・一部改正)

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

(昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭33年4月1日・令2規40・一部改正)

第3章 休学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。
- 3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

- 4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

(昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭50規9・昭54規7・平6規21・平8規31・平11規90・平15規8・平16規86・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正)

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

- 2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

(昭30年7月1日・一部改正)

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭30年7月1日・全改、昭38規45・一部改正)

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規94・昭48規42・一部改正)

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

(昭30年7月1日・昭38規45・昭48規42・昭52規17・平11規90・平15規8・平16規86・令4規40・一部改正)

第5章 教育方法等

(昭50規9・全改)

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

(昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平16規86・平24規31・一部改正)

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間

又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(平5規64・追加、平6規21・平14規34・一部改正、平16規86・旧第28条の2繰下、平30規54・一部改正)

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(平16規86・追加、平18規178・令6規15・一部改正)

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(平16規86・追加、令5規1・一部改正)

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(平16規86・追加、平25規90・平30規54・令5規1・一部改正)

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

(平16規86・追加、平18規178・平30規54・一部改正)

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(平16規86・追加)

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(平16規86・追加、平30規54・一部改正)

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平5

規64・平12規29・一部改正、平16規86・旧第30条繰上、令5規1・一部改正)
第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規86・追加)

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

(昭47規94・章名追加、昭50規9・全改)

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

(昭30年7月1日・一部改正、昭44規26・昭47規94・全改、昭50規9・平13規158・平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平28規55・平30規54・一部改正)

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平15規8・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の2繰下、昭54規7・平13規158・平14規34・平16規86・平30規54・一部改正)

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修

学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第16条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の3繰下・一部改正、平13規158・平14規34・平16規86・平24規31・平30規54・令3規18・一部改正)

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

- 4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第6章 課程修了及び学位授与

(昭50規9・全改)

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平2規7・平5規64・平11規90・平12規29・平14規34・平15規8・平16規86・平18規178・平20規66・平24規85・平30規54・令3規18・一部改正)

第32条の2 修士課程等においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(令3規18・追加)

第33条 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

(昭50規9・平5規64・平18規178・一部改正)

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上
 - 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以上
 - 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上
- 2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

(昭50規9・追加、昭54規7、平2規7、平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平14規34・平16規86・平20規66・平22規32・平24規31・

平30規54・一部改正)

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(昭54規7・追加、平6規21・平8規31・平12規29・平20規66・平24規31・一部改正)

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

(令3規18・追加)

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあつては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

(昭30年1月1日・昭30年7月1日・昭35年12月15日・昭38規45・昭44規26・昭46規21・昭47規39・昭50規9・昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平16規86・平17規170・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正)

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

(平16規86・全改)

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他

を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(平16規86・追加、令3規18・一部改正)

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

(平16規86・追加)

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、看護学又は公衆衛生学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）

国際文化研究科 修士（国際文化）

情報科学研究科 修士（情報科学）

生命科学研究科 修士（生命科学）

環境科学研究科 修士（環境科学又は災害科学）

医工学研究科 修士（医工学）

3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を

付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、医科学又は看護学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学又は災害科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

（昭36年5月23日・一部改正、昭44規26・第37条繰上・一部改正、昭47規39・昭50規9・昭54規7・一部改正、平3規53・全改、平5規64・平6規21・平6規79・平8規31・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平17規31・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・平30規54・令8規61・一部改正）

- 第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

（昭31年7月21日・一部改正、昭44規26・追加、昭54規7・平3規53・平16規86・一部改正）

第7章 懲戒

- 第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

（昭38規45・昭48規42・一部改正）

第8章 授業料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

（昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・全改、昭38規45・昭47規39・昭48規42・昭50規32・昭52規17・一部改正、昭62規13・全改、平3規8・平15規8・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正）

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

（昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改）

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

（昭30年7月1日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改、令3規18・一部改正）

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

（平15規8・追加、平16規86・一部改正）

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

（昭32年4月1日・全改）

第43条 次の各号の一に該当する者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することがある。

一 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者（外国人留学生を除く。）

二 学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当する者

（昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭44規26・昭48規42・全改、令7規98・令8規61・一部改正）

第43条の2 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又はその月割分納をさせることがある。

（令8規61・追加）

第43条の3 前二条に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

（令8規61・追加）

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

（昭32年4月1日・全改、昭44規26・昭48規42・昭62規13・平3規53・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正）

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（昭32年4月1日・追加、昭48規42・一部改正）

第9章 科目等履修生

（昭35年12月15日・追加、平6規21・全改）

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（昭35年12月15日・追加、昭44規26・昭50規9・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正）

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

（昭35年12月15日・追加、昭48規42・平6規21・一部改正）

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

（昭35年12月15日・追加、平6規21・平14規34・平30規54・一部改正）

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

（昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正）

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

(昭35年12月15日・追加、昭44規26・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭35年12月15日・追加、平6規21・一部改正)

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

(昭47規94・追加、昭50規57・全改)

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(昭47規94・追加、昭48規42・昭50規9・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・令2規40・令4規40・一部改正)

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

(昭50規57・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

- 2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の12繰下・一部改正、平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学科は、徴収しない。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の13繰下・一部改正)

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の14繰下・一部改正、平3規53・全改、平9規5・平10規111・平16規86・平18規123・平28規55・令2規40・一部改正)

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の15繰下・一部改正、平3規53・平6規21・平9規5・平10規111・平16規86・令2規40・一部改正)

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の16繰下・一部改正)

第10章 外国学生

(昭29年7月1日・追加、昭35年12月15日・旧第9章繰下)

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

- 2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

(昭29年7月1日・追加、昭30年1月1日・昭33年4月1日・昭44規26・昭48規42・平16規86・平24規85・平30規54・一部改正)

第46条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料(実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。)は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭48規42・追加、昭50規32・昭53規40・昭54規7・平16規86・平20規66・一部改正)

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(平18規123・追加)

第11章 インターネット・スクール

(平16規284・追加)

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

(平16規284・追加)

附 則

この通則は、昭和28年11月16日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年4月27日改正)

この通則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年7月1日改正)

この通則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和30年1月1日改正)

この通則は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日改正)

この通則は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項の規定は、昭和30年度第2期分の徴収猶予から適用する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

1 この通則は、昭和31年4月1日から施行する。

2 昭和30年度以前に入学及び編入学した者の授業料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(昭和31年7月21日改正)

この通則は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則（昭和32年3月26日改正）

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年4月1日改正）

この通則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年7月23日改正）

この通則は、昭和33年7月23日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月15日改正）

この通則は、昭和35年10月1日から施行する。ただし、第34条第3項ただし書の改正規定は、昭和36年度の博士課程に進学する者から適用する。

附 則（昭和36年5月23日改正）

この通則は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年5月15日規第45号改正）

- 1 この通則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この通則施行の際現に在学する大学院学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この通則施行の際現に在学する大学院聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和41年3月15日規第20号改正）

この通則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和42年度以後に入学、再入学、編入学又は転入学する者から適用する。

附 則（昭和44年3月18日規第26号改正）

この通則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日規第21号改正）

この通則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第39号改正）

- 1 この通則は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院学生に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において、再入学、編入学又は転入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した大学院学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、27,000円とし、第1学期にあつては9,000円を、第2学期にあつては18,000円を徴収する。
- 5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

- 6 昭和47年度において入学した大学院聴講生（昭和47年4月1日前から引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後であるものを含む。）から徴収する同年度に係る1単位分の授業料の額は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、第1学期にあつては600円とし、第2学期にあつては1,200円とする。ただし、単位の修得に第1学期及び第2学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位分の授業料の額は、第1学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額及び第2学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。
- 7 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第19条第1項及び第44条の7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学、再入学、編入学又は転入学に係る入学検定料の額は、改正後の第18条及び第44条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47年10月17日規第94号改正）

この通則は、昭和47年10月17日から施行し、この通則による改正後の第31条の2及び第31条の3中留学に関する部分の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月15日規第42号改正）

この通則は、昭和48年5月15日から施行し、この通則による改正後の第8条第1項の規定は、昭和48年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第9号改正）

- 1 この通則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年3月31日において、現に経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程以外の修士課程又は博士課程に在学する者で、同年4月1日以降も在学するものは、この通則施行後は、それぞれ前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となった者の従前の規定による修士課程又は博士課程における在学期間は、前期2年の課程又は後期3年の課程における在学期間とみなし、授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則（昭和50年4月1日規第32号改正）

この通則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月21日規第57号改正）

この通則は、昭和50年10月21日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第36号改正）

- 1 この通則は、昭和51年4月20日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年4月1日前から経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程に在学している者は、この通則適用後は、前期2年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受け

た学位論文の作成等に対する指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた学位論文の作成等に対する指導とみなす。

附 則（昭和52年3月15日規第17号改正）

この通則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則（昭和53年5月16日規第40号改正）

この通則は、昭和53年5月16日から施行する。

附 則（昭和54年1月16日規第7号改正）

- 1 この通則は、昭和54年1月16日から施行する。
- 2 この通則施行の際現に医学研究科及び歯学研究科の博士課程に在学する者の授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則（昭和62年3月17日規第13号改正）

この通則は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則（平成2年2月20日規第7号改正）

この通則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月19日規第8号改正）

この通則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則（平成3年7月16日規第53号改正）

この通則は、平成3年7月16日から施行し、改正後の第36条及び第37条の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成3年9月17日規第59号改正）

この通則は、平成3年9月17日から施行する。

附 則（平成4年6月15日規第48号改正）

この通則は、平成4年6月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年4月1日規第64号改正）

この通則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第21号改正）

- 1 この通則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成6年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月20日規第79号改正）

この通則は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第33号改正）

この通則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第31号改正）

この通則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月21日規第79号改正）

- 1 この通則は、平成8年5月21日から施行する。

- 2 改正後の第19条の2第1項の規定は、平成8年度に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則（平成9年1月21日規第5号改正）

この通則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月21日規第111号改正）

この通則は、平成10年4月21日から施行する。

附 則（平成11年10月19日規第86号改正）

この規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規第90号改正）

この通則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第29号改正）

- 1 この通則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第34条第3項の規定は、平成13年4月1日以後に後期3年の課程に進学及び編入学する者並びに医学履修課程及び歯学履修課程に入学する者から適用する。

（東北大学大学院通則細則の一部改正）

- 3 東北大学大学院通則細則（昭和29年4月27日制定）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年2月20日規第8号改正）

- この通則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第11条第4号、第12条第3号及び第15条第3号の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年6月19日規第146号改正）

この通則は、平成13年6月19日から施行する。

附 則（平成13年10月16日規第158号改正）

この通則は、平成13年10月16日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第34号改正）

この通則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第8号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の第19条、第19条の2及び第27条第3号の規定は、平成15年度に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則（平成15年10月14日規第169号改正）

この通則は、平成15年10月14日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第86号改正）

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科の国文学日本思想史学専攻、日本語学専攻、英文学英語学専攻、ドイツ文学ドイツ語学専攻、フランス文学フランス語学専攻、哲学専攻、実践哲学専攻、社会学専攻、心理学専攻、美学・美術史学専攻、印度学仏教史学専攻、中国学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻及び西洋史

学専攻、医学系研究科の生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻、工学研究科の材料加工学専攻並びに農学研究科の水産学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 医学系研究科の内科学系専攻並びに農学研究科の畜産学専攻、農芸化学専攻及び食料化学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 医学系研究科の外科学系専攻及び病態科学系専攻並びに薬学研究科の薬学専攻、製薬化学専攻及び分子生命薬学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 教育学研究科の教育学専攻及び教育心理学専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 理学研究科の生物学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 7 工学研究科の地球工学専攻及び材料化学専攻並びに農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、資源環境経済学専攻及び環境修復生物工学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 8 法学研究科の総合法制専攻及び公共法政策専攻並びに工学研究科の機械知能工学専攻、機械電子工学専攻、生物工学専攻、金属工学専攻、材料物性学専攻及び材料加工プロセス学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 9 平成11年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学した者に係る授業料の額は、第39条第1項の規定にかかわらず、この通則の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附 則（平成16年10月19日規第284号改正）

この通則は、平成16年10月19日から施行し、改正後の第47条の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日規第31号改正）

- 1 この通則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の経済学専攻、経営学専攻及び現代応用経済科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成16年文部

科学省令第15号)による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和39年文部省令第11号)の定めるところにより適用されていた額とする。

附 則(平成17年9月26日規第170号改正)

この通則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規第60号改正)

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科のトランスナショナル法政策専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成18年7月26日規第123号改正)

この通則は、平成18年7月26日から施行し、改正後の第44条の15第1項第2号及び第46条の2の規定は、同日以後に特別聴講学生又は特別研究学生として受入れを許可された者及び外国学生として入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則(平成18年12月22日規第178号改正)

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規第33号改正)

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規第66号改正)

この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第2号及び第9号、第12条第7号並びに第16条第1項第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成21年3月30日規第55号改正)

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規第32号改正)

- 1 この通則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の区分課程の博士課程は、改正後の第3条の2第1項及び第4項並びに別表第1薬学研究科の項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成21年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の前期課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月7日規第97号改正)

この通則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規第40号改正)

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規第31号改正)

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程は、改正後の第2条及び第3条の2第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科の電気・通信工学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成23年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程に進学又は編入学した者の博士課程の修了要件及び学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第33条の2第1項及び第36条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月25日規第85号改正）

この通則は、平成24年6月25日から施行する。ただし、第45条第3項及び第4項を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規第23号改正）

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日規第90号改正）

この通則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第34号改正）

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第20条第2項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則（平成27年4月10日規第65号改正）

- 1 この通則は、平成27年4月10日から施行し、改正後の第2条第1項、第16条の2第5項、第36条第2項及び別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 国際文化研究科の国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻及び国際文化言語論専攻並びに環境科学研究科の環境科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年3月30日規第55号改正）

- 1 この通則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻及びバイオリボティクス専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年11月22日規第80号改正）

この通則は、平成28年11月22日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第38号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第54号改正）

- 1 この通則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の教育設計評価専攻、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻、教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は、

改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

4 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規第60号改正）

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻及び人間科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年3月28日規第40号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第18号改正）

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第40号改正）

1 この通則は、令和4年4月1日から施行する。

2 農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和5年1月27日規第1号改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第15号改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月29日規第98号改正）

この通則は、令和7年9月29日から施行し、改正後の第43条第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月24日規第61号改正）

1 この通則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第19条の2から第19条の4までの規定は、修士課程等及び専門職学位課程については令和9年度に入学等を許可された者から、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程については令和8年度に入学等を許可された者から適用する。

3 この通則の施行の日から令和9年3月31日までの間における修士課程等及び専門職学位課程の学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納については、改正後の第43条から第43条の3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 年 月 日規第 号改正)

この通則は、令和9年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

(平17規31・平18規60・平20規66・平21規55・平22規32・平23規40・平24規31・平26規34・平27規65・平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令2規40・令4規40・令6規15・令8規61・一部改正)

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程 等	後期課程	前期課程 等	後期課程	
文学研究科	日本学専攻	人 58	人 42	人 29	人 14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職 学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職 学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職 学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程

	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	総合医学専攻	220	126	110	42	博士課程
		460		115		博士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	— 30	32	— 10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程
工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	36	54	12	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	27	43	9	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程

	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	39	49	13	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	42	53	14	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程

	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条、第19条、第39条、第44条の6、第44条の7、第44条の8、第44条の16関係）

（平17規31・一部改正）

区分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

変更事項

(東北大学大学院通則 (案))

[変更の事由]

医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を設置するため。

[変更点]

医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を置き、授与する学位について定めるとともに、それぞれの収容定員及び入学定員について定める。

東北大学大学院通則新旧対照表

改正後	改正前
第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。 文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻 教育学研究科 総合教育科学専攻 法学研究科 総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻 経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻 理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻 医学系研究科 <u>総合医学専攻</u> 歯学研究科 歯科学専攻 薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻 工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻 農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻 国際文化研究科 国際文化研究専攻 情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻 生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻 環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻 医工学研究科 医工学専攻 2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。 第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。 2 医学系研究科<u>総合医学専攻</u>の博士課程は、<u>区分課程及び医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)</u>とする。 3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程(以下「歯	第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。 文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻 教育学研究科 総合教育科学専攻 法学研究科 総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻 経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻 理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻 医学系研究科 <u>医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻</u> 歯学研究科 歯科学専攻 薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻 工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻 農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻 国際文化研究科 国際文化研究専攻 情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻 生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻 環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻 医工学研究科 医工学専攻 2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。 第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。 2 医学系研究科<u>医科学専攻</u>の博士課程は、<u>医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)</u>とし、<u>医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻</u>の博士課程は、<u>区分課程</u>とする。 3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程(以下「歯

学履修課程」という。)とする。

- 4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程(以下「薬学履修課程」という。)とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

- 2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、看護学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士(農学)

国際文化研究科 修士(国際文化)

情報科学研究科 修士(情報科学)

生命科学研究科 修士(生命科学)

環境科学研究科 修士(環境科学又は災害科学)

医工学研究科 修士(医工学)

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)

教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 博士(法学)

経済学研究科 博士(経済学又は経営学)

理学研究科 博士(理学)

医学系研究科 博士(医学、医科学又は看護学)

歯学研究科 博士(歯学)

薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)

工学研究科 博士(工学)

農学研究科 博士(農学)

国際文化研究科 博士(国際文化)

情報科学研究科 博士(情報科学)

生命科学研究科 博士(生命科学)

環境科学研究科 博士(環境科学又は災害科学)

学履修課程」という。)とする。

- 4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程(以下「薬学履修課程」という。)とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

- 2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士(農学)

国際文化研究科 修士(国際文化)

情報科学研究科 修士(情報科学)

生命科学研究科 修士(生命科学)

環境科学研究科 修士(環境科学又は災害科学)

医工学研究科 修士(医工学)

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)

教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 博士(法学)

経済学研究科 博士(経済学又は経営学)

理学研究科 博士(理学)

医学系研究科 博士(医学、障害科学、看護学又は保健学)

歯学研究科 博士(歯学)

薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)

工学研究科 博士(工学)

農学研究科 博士(農学)

国際文化研究科 博士(国際文化)

情報科学研究科 博士(情報科学)

生命科学研究科 博士(生命科学)

環境科学研究科 博士(環境科学又は災害科学)

医工学研究科 博士(医工学)

4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)

別表第1(第2条、第3条関係)

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
(省 略)						
医学系研究科	<u>総合医学専攻</u>	<u>220</u>	<u>126</u>	<u>110</u>	<u>42</u>	<u>博士課程</u>
		<u>460</u>		<u>115</u>		博士課程
(省 略)						

医工学研究科 博士(医工学)

4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)

別表第1(第2条、第3条関係)

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
(同 左)						
医学系研究科	<u>医科学専攻</u>	<u>60</u>	<u>二</u>	<u>30</u>	<u>二</u>	<u>修士課程</u>
		<u>520</u>		<u>130</u>		博士課程
	<u>障害科学専攻</u>	<u>40</u>	<u>27</u>	<u>20</u>	<u>9</u>	博士課程
	<u>保健学専攻</u>	<u>64</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>12</u>	博士課程
	<u>公衆衛生学専攻</u>	<u>20</u>	<u>二</u>	<u>10</u>	<u>二</u>	<u>修士課程</u>
(同 左)						

附 則

この通則は、令和9年4月1日から施行する。

○東北大学学位規程（案）

昭和30年1月1日
制定

東北大学学位規程

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（昭37規86・昭50規11・昭51規40・平3規55・一部改正）

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士（文学）

教育学部 学士（教育学）

法学部 学士（法学）

経済学部 学士（経済学）

理学部 学士（理学）

医学部 学士（医学、看護学又は保健学）

歯学部 学士（歯学）

薬学部 学士（創薬科学、薬学）

工学部 学士（工学）

農学部 学士（農学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、看護学又は公衆衛生学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）

国際文化研究科 修士（国際文化）

情報科学研究科 修士（情報科学）

生命科学研究科 修士（生命科学）

環境科学研究科 修士（環境科学又は災害科学）

医工学研究科 修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、医科学又は看護学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学又は災害科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

（昭31年7月21日・昭36年5月23日・昭47規40・昭50規11・平3規55・平5規66・平6規23・平6規80・平8規32・平13規9・平14規37・平15規9・平15規149・平16規87・平17規32・平18規58・平20規64・平22規33・平24規32・平27規38・平30規56・令8規62・一部改正）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

（平3規55・追加）

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

(昭50規11・全改、昭51規40・平3規55・平15規9・一部改正)

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(昭30年7月1日・昭37規86・昭47規40・一部改正、昭50規11・全改、平17規32・一部改正)

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(平16規87・追加、平17規32・一部改正)

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(昭50規11・平3規55・平5規66・平12規43・平14規37・平15規9・平16規87・平30規56・一部改正)

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

- 2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員(国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則(平成21年規則第26号)第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員(同規則第6条第2項に定める者をいう。))を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。
- 3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(昭31年4月1日・昭35年9月20日・昭42規20・昭50規11・昭51規40・昭59規16・昭62規29・昭62規61・平3規55・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平16規87・平17規32・平21規76・平29規39・平30規56・一部改正)

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(平3規55・一部改正)

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(昭51規40・昭59規16・一部改正)

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(昭30年7月1日・昭46規22・昭50規11・昭62規61・平5規66・平12規43・平14規37・平16規87・平20規64・平30規56・一部改正)

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(昭37規86・昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(昭37規86・追加、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(昭37規86・昭50規11・一部改正)

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(昭37規86・全改、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(昭37規86・追加、昭59規16・一部改正)

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(昭30年7月1日・全改、昭46規22・昭59規16・平5規66・平12規43・平16規87・一部改正)

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(昭37規86・昭50規11・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平30規56・一部改正)

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(昭30年7月1日・全改、昭37規86・平8規32・平27規38・一部改正)

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日

から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(平25規91・追加)

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(昭50規11・昭59規16・平3規55・平14規37・一部改正、平25規91・旧第17条繰下・一部改正、平30規56・一部改正)

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(昭37規86・昭59規16・平5規66・平8規32・平12規43・平13規9・一部改正、平25規91・旧第18条繰下、平27規38・一部改正)

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとす。

(平3規55・平17規32・一部改正、平25規91・旧第19条繰下)

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日(医学博士については、昭和35年3月31日)までは、なお、効力を有する。

附 則（昭和30年7月1日改正）

この規程は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則（昭和31年4月1日改正）

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年7月21日改正）

この規程は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則（昭和34年11月24日改正）

この規程は、昭和34年11月24日から施行し、昭和34年8月1日から適用する。

附 則（昭和35年9月22日改正）

この規程は、昭和35年9月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年5月23日改正）

この規程は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年10月16日規第86号改正）

1 この規程は、昭和37年10月16日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第4条第2項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附 則（昭和42年4月18日規第20号改正）

この規程は、昭和42年4月18日から施行し、昭和42年4月1日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附 則（昭和46年3月20日規第22号改正）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第40号改正）

この規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第11号改正）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第40号改正）

この規程は、昭和51年4月20日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年1月16日規第8号改正）

この規程は、昭和54年1月16日から施行する。

附 則（昭和59年4月17日規第16号改正）

この規程は、昭和59年4月17日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月21日規第29号改正）

この規程は、昭和62年4月21日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年9月14日規第61号改正）

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年2月21日規第10号改正）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成3年7月16日規第55号改正）

この規程は、平成3年7月16日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成4年6月15日規第49号改正）

この規程は、平成4年6月15日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第66号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第23号改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月20日規第80号改正）

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第34号改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第32号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第43号改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正）

2 学力確認の方法の特例に関する規程（昭和37年規第87号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年2月20日規第9号改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第37号改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第9号改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規第149号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第87号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規第32号改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、平成16年10月14日から適用する。

附 則（平成18年4月1日規第58号改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第64号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規第76号改正）

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項のただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日規第33号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日規第32号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日規第24号改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日規第91号改正）

- 1 この規程は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日規第38号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第39号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則（令和8年3月24日規第62号改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）
この規程は、令和9年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

		○第	号
Tohoku University	学 位 記		
hereby confers upon			
[氏名]	氏 名	年 月 日 生	
the Degree of	本学○○学部○○学科所定の課程を修		
[学位名]	め卒業したので学士(○○)の学位を授与		
having completed the prescribed	する		
program of the Department of			
[学科名]			
Faculty(School) of	年	月	日
[学部名]			
on [月] [日], [年]			
	東北大学総長		
	総長署名	印	
[総長署名]			
[総長名]			
President,			
Tohoku University			

別記様式第2号(第3条の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○修第	号
hereby confers upon	学	位 記
[氏名]	氏	名
the Degree of	年	月 日生
[学位名]		
having completed the Master's	本学大学院○○研究科○○専攻の修士	
Program in the discipline of	課程(博士課程の前期2年の課程)を修了し	
[専攻名]	たので修士(○○)の学位を授与する	
in the Graduate School		
of [研究科名]	年	月 日
on [月] [日], [年]		
[総長署名]	東北大学総長	
[総長名]	総長署名	印
President,		
Tohoku University		

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第3—2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則
第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	△△△△△を修了し、本学大学院○○研 究科○○専攻の博士課程において博士論 文の審査及び最終試験に合格したので博 士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
and also passed the final examination	年 月 日
of the [△△△△△]	
on [月] [日], [年]	
	東北大学総長 総長署名 印
[総長署名]	
[総長名]	
President,	
Tohoku University	

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements on [月] [日], [年]	本学に博士論文を提出し所定の審査に合 格したので博士(○○)の学位を授与する 年 月 日
[総長署名] [総長名] President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○専第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	
the Degree of	氏 名
[学位名]	年月日生
having completed the Professional Degree Program in the discipline of	本学大学院○○研究科○○専攻の専門 職学位課程を修了したので○○(専門職) の学位を授与する
[専攻名]	
in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

備考 法学研究科総合法制専攻にあつては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号

(第6条第1項の規定による学位申請書の様式)

		年		月		日	
東北大学総長							
〇〇〇〇		殿					
現住所							
氏 名		〇	〇	〇	〇	〇	印
博士の学位授与について(申請)							
貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士(〇〇)の学位の授与を申請します。							
提出論文及び添付書類							
1	博士論文			1部			
	(ほかに参考論文)	(		部)			
2	履歴書			1部			
3	論文目録			1部			
4	論文内容要旨			1部			

備考 博士(〇〇)の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。(記入例 博士(文学)、博士(理学))

別記様式第7号

(第6条第1項の規定による論文目録の様式)

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(冊)			
題 名	公 表 の 方 法	公 表 の 年 月 日	
参考論文 題 名	公 表 の 方 法	公 表 年 月 日	冊 数

備考

- 1 論文題名(博士論文、参考論文)が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文(博士論文、参考論文)が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号

(第6条第1項の規定による履歴書の様式)

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道府県	(郵便番号)		
学 歴 年 月 日 卒業 ----- ----- ----- 研究歴 年 月 日 ----- ----- ----- 職 歴 年 月 日 ----- ----- -----			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後(大学を卒業していない場合には、最終出身学校)について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平6規23・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3—2号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

（平25規24・追加、平29規39・平30規56・一部改正）

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平16規87・追加、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第6号

（平3規55・追加、平8規32・一部改正、平16規87・旧別記様式第5号繰下、平25規91・一部改正）

別記様式第7号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第6号繰下）

別記様式第8号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第7号繰下）

変更事項

(東北大学学位規程 (案))

[変更の事由]

医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を設置するため。

[変更点]

医学系研究科の授与する学位について新たに定めるため。

東北大学学位規程新旧対照表

改正後	改正前
(学位)	(学位)
第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。	第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。
2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。	2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。
文学部 学士(文学)	文学部 学士(文学)
教育学部 学士(教育学)	教育学部 学士(教育学)
法学部 学士(法学)	法学部 学士(法学)
経済学部 学士(経済学)	経済学部 学士(経済学)
理学部 学士(理学)	理学部 学士(理学)
医学部 学士(医学、看護学又は保健学)	医学部 学士(医学、看護学又は保健学)
歯学部 学士(歯学)	歯学部 学士(歯学)
薬学部 学士(創薬科学、薬学)	薬学部 学士(創薬科学、薬学)
工学部 学士(工学)	工学部 学士(工学)
農学部 学士(農学)	農学部 学士(農学)
3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。	3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。
文学研究科 修士(文学)	文学研究科 修士(文学)
教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)	教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 修士(法学)	法学研究科 修士(法学)
経済学研究科 修士(経済学又は経営学)	経済学研究科 修士(経済学又は経営学)
理学研究科 修士(理学)	理学研究科 修士(理学)
医学系研究科 修士(医科学、看護学又は公衆衛生学)	医学系研究科 修士(医科学、 <u>障害科学</u> 、看護学、 <u>保健学</u> 又は公衆衛生学)
歯学研究科 修士(口腔科学)	歯学研究科 修士(口腔科学)
薬学研究科 修士(薬科学)	薬学研究科 修士(薬科学)
工学研究科 修士(工学)	工学研究科 修士(工学)
農学研究科 修士(農学)	農学研究科 修士(農学)
国際文化研究科 修士(国際文化)	国際文化研究科 修士(国際文化)
情報科学研究科 修士(情報科学)	情報科学研究科 修士(情報科学)
生命科学研究科 修士(生命科学)	生命科学研究科 修士(生命科学)
環境科学研究科 修士(環境科学又は災害科学)	環境科学研究科 修士(環境科学又は災害科学)
医工学研究科 修士(医工学)	医工学研究科 修士(医工学)
4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。	4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。
文学研究科 博士(文学)	文学研究科 博士(文学)
教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)	教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 博士(法学)	法学研究科 博士(法学)
経済学研究科 博士(経済学又は経営学)	経済学研究科 博士(経済学又は経営学)
理学研究科 博士(理学)	理学研究科 博士(理学)
医学系研究科 博士(医学、 <u>医科学</u> 又は看護学)	医学系研究科 博士(医学、 <u>障害科学</u> 、看護学又は保健学)

歯学研究科 博士(歯学)	歯学研究科 博士(歯学)
薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)	薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)
工学研究科 博士(工学)	工学研究科 博士(工学)
農学研究科 博士(農学)	農学研究科 博士(農学)
国際文化研究科 博士(国際文化)	国際文化研究科 博士(国際文化)
情報科学研究科 博士(情報科学)	情報科学研究科 博士(情報科学)
生命科学研究科 博士(生命科学)	生命科学研究科 博士(生命科学)
環境科学研究科 博士(環境科学又は災害科学)	環境科学研究科 博士(環境科学又は災害科学)
医工学研究科 博士(医工学)	医工学研究科 博士(医工学)
5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。	5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。
6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。	6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。
7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。	7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。
法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)	法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)
経済学研究科 会計修士(専門職)	経済学研究科 会計修士(専門職)

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

○東北大学大学院医学系研究科規程（案）

昭和30年7月1日

制定

東北大学大学院医学系研究科規程

目次

第1章 総則（第1条—第2条の5）

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第3条—第5条）

第3章 教育方法等（第6条—第12条）

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等（第13条—第17条）

第5章 課程修了（第18条—第23条）

第6章 科目等履修生（第24条—第30条）

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第31条—第33条）

第8章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法及び課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学系研究科長（以下「本研究科長」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ、医学系研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の議を経て、特例を定めることができる。

（研究科の目的）

第1条の2 本研究科は、医学及び保健学の先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（専攻、課程及びコース）

第2条 本研究科に、総合医学専攻を置く。

2 医科学専攻は、修士課程及び医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、公衆衛生学専攻は、修士課程とする。

3 総合医学専攻の前期課程に、履修上の区分として次のコースを置く。

医科学コース

看護学コース

公衆衛生学コース

4 総合医学専攻の後期課程に、履修上の区分として次のコースを置く。

医科学コース

看護学コース

(課程及びコースの目的)

第2条の2 総合医学専攻の区分課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 総合医学専攻の前期課程（以下「総合医学前期課程」という。）は、高度化しかつ複雑化する医療ニーズに応えながら、次々と新しく出現する最新医療を理解し応用できる高度医療人を育成することを目的とする。

3 総合医学前期課程は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
医科学コース	医学・医療の基礎的知識と先端技術を身につけ、医学・医療の複雑な課題に対応できる研究者や高度専門職業人の育成
看護学コース	看護学の専門知識と実践能力を習得し、質の高い看護教育・研究や高度な看護実践を通じて人々の健康と福祉に貢献できる看護学の教育・研究者及び保健師・助産師、高度実践看護師の育成
公衆衛生学コース	公衆衛生学の専門知識と研究手法を習得し、人々の健康増進と疾病予防に貢献できる公衆衛生専門家の育成

4 総合医学専攻の後期課程（以下「総合医学後期課程」という。）は、高度化・複雑化する医療ニーズに応えながら、自ら新たな医療の方法や技術を世界水準で開発し、それを社会実装することができる医学研究者・高度医療人を育成することを目的とする。

5 総合医学後期課程は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
医科学コース	医学全般における高度な専門知識と研究能力を持ち、世界水準の独創的な研究を自立して遂行できる研究者や教育者の育成
看護学コース	看護学分野における高度な専門知識と研究能力を持ち、看護学の発展に寄与する世界水準かつ独創的な研究を自立して遂行できる研究者や教育者の育成

6 医学履修課程は、医学・医療における最先端の専門的知識を身につけ、未知未踏の課題に取り組む強い意欲を持って世界で活躍する基礎医学研究者や真のフィジシャン・サイエンティストを育成することを目的とする。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(入学)

第3条 本研究科に入学を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科

長が別に定める。

第3条の2 入学を許可された者が、本研究科に入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことができる。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院

三 通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位まで（後期課程にあつては、8単位まで）とし、同項及び第16条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

（再入学）

第4条 本研究科を途中で退学した者又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、退学又は除籍の後2年以内及び同一の専攻への再入学の場合に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えた場合においても許可することがある。

2 前項の選考の方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

3 第1項の規定により再入学を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

（進学、編入学、転科、転入学及び転専攻）

第5条 本研究科に進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

2 転科、転入学及び転専攻を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

第3章 教育方法等

（教育方法等）

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（教育課程）

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 授業科目は、基盤科目、総合科目及び専門科目とする。

3 履修上必要があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めたときは、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

（教育方法の特例）

第7条の2 教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(指導教員)

第8条 本研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、本研究科委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を、毎学年の初めに、本研究科長に届け出なければならない。

(長期履修学生)

第9条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により、計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻若しくは他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程（令和4年規第41号）に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）について、前期課程にあつては同規程別表第1に定めるものを、後期課程及び医学履修課程にあつては同規程別表第1又は別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

3 第1項の規定により履修した授業科目は、基盤科目として、第18条、第18条の3又は第18条の4の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

(他の研究科等の学生による履修等)

第9条の4 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目を履修し、又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

(試験等)

第10条 授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等は、所定の時期に行う。

(追試験等)

第11条 本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要と認めた場合は、追試験等を行うことがある。

2 追試験等の時期は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

(成績)

第12条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

AA 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

2 前項による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等

(他の大学院等における修学)

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学における授業科目を履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院、研究所等又は国際連合大学（以下「他の大学院等」という。）において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第15条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める外国の大学院等に留学することができる。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(修学等の成果の認定)

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第3項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第3条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(雑則)

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

(前期課程の修了要件)

第18条 本研究科の前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が区分課程の目的を達成するために必要と認める場合には、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(前期課程における在学期間の短縮)

第18条の2 前期課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(区分課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより17単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

(医学履修課程の修了要件)

第18条の4 本研究科の医学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(医学履修課程における在学期間の短縮)

第18条の5 医学履修課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間そ

の他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。

(修士論文の提出)

第19条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

3 第18条第1項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 第18条の3に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより7単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 第18条の4に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

4 第18条の3ただし書又は第18条の4ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員若干名をもって行う。

(最終試験)

第21条 最終試験は、修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。

3 最終試験は、修士論文又は博士論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。

(修士論文又博士論文及び最終試験の成績)

第22条 修士論文又は博士論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第24条 本研究科の特定の授業科目について履修を願い出た者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第25条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第26条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(出願手続)

第27条 科目等履修生として入学を願い出る者は、所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。

(在学期間)

第28条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が、その延長を許可することがある。

2 科目等履修生は2年を超えて在学することができない。

(単位の修得)

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験等を受けて、単位を修得することができる。

(証明書の交付)

第30条 科目等履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(特別研究学生)

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

(雑則)

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第8章 雑則

第34条 この規程に定めるもののほか、入学、教育方法及び課程修了等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則 (昭和31年4月1日改正)

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年11月7日改正)

この規程は、昭和32年11月7日から施行し、昭和32年度に入学した者から適用する。

附 則（昭和33年4月1日改正）

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月20日改正）

- 1 この規程は、昭和34年4月1日から施行する。
- 2 昭和33年度以前に入学した者の学科目、単位数及び履修方法等については、この規程にかかわらず、なお、改正前の規定による。

附 則（昭和35年9月20日改正）

この規程は、昭和35年9月20日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年2月16日規第9号改正）

この規程は、昭和38年2月16日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年2月17日規第4号改正）

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月19日規第19号改正）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月11日規第60号改正）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月25日規第54号改正）

この規程は、昭和51年6月25日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月13日規第73号改正）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日規第17号改正）

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法、課程修了等については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（昭和62年5月12日規第32号改正）

- 1 この規程は、昭和62年5月12日から施行し、この規程による改正後の第2条及び別表の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（平成2年4月23日規第23号改正）

この規程は、平成2年4月23日から施行する。

附 則（平成3年12月10日規第69号改正）

この規程は、平成3年12月10日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第45号改正）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（平成8年4月1日規第48号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規第42号改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成8年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の第7条第2項、第9条第3項、第18条の3及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日規第25号改正）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 内科学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成11年3月15日規第14号改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 外科学系専攻及び病態科学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成12年3月17日規第22号改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規第39号改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学及び進学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規第74号改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第77号改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第226号改正）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の成績の区分、授業科目及び単位数については、改正後の第12条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日規第127号改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第13号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第69号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の授業科目等及び他の専攻等における履修等については、改正後の第7条第2項及び第9条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規第38号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に保健学専攻の修士課程に入学した者の授業科目等、他の専攻等における履修等並びに課程修了及び修士論文提出の要件については、改正後の第7条第2項、第9条の3第2項、第18条及び第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月8日規第14号改正）

この規程は、平成23年3月8日から施行する。

附 則（平成24年3月13日規第16号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に前期課程又は修士課程に入学した者の課程修了については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月11日規第139号改正）

- 1 この規程は、平成26年11月11日から施行し、改正後の18条の規定は、平成26年度に入学した者から適用する。
- 2 平成25年度以前に前期課程に入学した者の課程修了については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日規第34号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第17号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規第95号改正）

- 1 この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第9条の3第1項及び第9条の4の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学大学院医学系研究科規程第9条の4の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものと

された教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月26日規第19号改正）

- 1 この規程中第1条の規定は平成31年3月26日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東北大学大学院医学系研究科規程第7条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用し、平成28年度以前に入学、進学、編入学、転入学及び転専攻した者の教育課程については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以前に入学、進学、編入学、転入学及び転専攻した者の教育課程については、第2条の規定による改正後の東北大学大学院医学系研究科規程第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日規第47号改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に後期課程に進学及び編入学した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第3条の2第2項及び第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日規第68号改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日規第23号改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

変更事項

(東北大学大学院医学系研究科規程(案))

[変更の事由]

医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を設置するため。

[変更点]

1. 医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を置く。
2. 1に伴い、研究科の目的、教育課程及び修了要件を定める等、所要の改正を行う。

東北大学大学院医学系研究科規程新旧対照表

改正後	改正前						
(専攻、課程及びコース) 第2条 本研究科に、<u>総合医学専攻</u>を置く。 2 <u>総合医学専攻は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)</u>及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)並びに医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)とする。 3 <u>総合医学専攻の前期課程に、履修上の区分として次のコースを置く。</u> <u>医科学コース</u> <u>看護学コース</u> <u>公衆衛生学コース</u> 4 <u>総合医学専攻の後期課程に、履修上の区分として次のコースを置く。</u> <u>医科学コース</u> <u>看護学コース</u> (課程及びコースの目的) 第2条の2 <u>総合医学専攻の区分課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。</u> 2 <u>総合医学専攻の前期課程(以下「総合医学前期課程」という。)</u>は、高度化しかつ複雑化する医療ニーズに応えながら、次々と新しく出現する最新医療を理解し応用できる高度医療人を育成することを目的とする。 3 <u>総合医学前期課程は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th><th>目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>医科学コース</u></td><td><u>医学・医療の基礎的知識と先端技術を身につけ、医学・医療の複雑な課題に対応できる研究者や高度専門職業人の育成</u></td></tr> <tr> <td><u>看護学コース</u></td><td><u>看護学の専門知識と実践能力を習得し、質の高い看護教育・研究や高度な看護実践を通じて人々の健康と福祉に貢献できる看護学の教育・研究者及び保健師・助産師、高度実践看護師の育成</u></td></tr> </tbody> </table>	コース	目的	<u>医科学コース</u>	<u>医学・医療の基礎的知識と先端技術を身につけ、医学・医療の複雑な課題に対応できる研究者や高度専門職業人の育成</u>	<u>看護学コース</u>	<u>看護学の専門知識と実践能力を習得し、質の高い看護教育・研究や高度な看護実践を通じて人々の健康と福祉に貢献できる看護学の教育・研究者及び保健師・助産師、高度実践看護師の育成</u>	(専攻、課程及びコース) 第2条 本研究科に、<u>次の専攻</u>を置く。 <u>医科学専攻</u> <u>障害科学専攻</u> <u>保健学専攻</u> <u>公衆衛生学専攻</u> 2 医科学専攻は、修士課程及び医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)とし、障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、公衆衛生学専攻は、修士課程とする。 3 <u>保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。</u> <u>看護学コース</u> <u>放射線技術科学コース</u> <u>検査技術科学コース</u> (課程及びコースの目的) 第2条の2 <u>医科学専攻修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。</u>
コース	目的						
<u>医科学コース</u>	<u>医学・医療の基礎的知識と先端技術を身につけ、医学・医療の複雑な課題に対応できる研究者や高度専門職業人の育成</u>						
<u>看護学コース</u>	<u>看護学の専門知識と実践能力を習得し、質の高い看護教育・研究や高度な看護実践を通じて人々の健康と福祉に貢献できる看護学の教育・研究者及び保健師・助産師、高度実践看護師の育成</u>						

公衆衛生学コース	公衆衛生学の専門知識と研究手法を習得し、人々の健康増進と疾病予防に貢献できる公衆衛生専門家の育成
----------	--

4 総合医学専攻の後期課程(以下「総合医学後期課程」という。)は、高度化・複雑化する医療ニーズに応えながら、自ら新たな医療の方法や技術を世界水準で開発し、それを社会実装することができる医学研究者・高度医療人を育成することを目的とする。

5 総合医学後期課程は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
医科学コース	医学全般における高度な専門知識と研究能力を持ち、世界水準の独創的な研究を自立して遂行できる研究者や教育者の育成
看護学コース	看護学分野における高度な専門知識と研究能力を持ち、看護学の発展に寄与する世界水準かつ独創的な研究を自立して遂行できる研究者や教育者の育成

6 医学履修課程は、医学・医療における最先端の専門的知識を身につけ、未知未踏の課題に取り組む強い意欲を持って世界で活躍する基礎医学研究者や真のフィジシャン・サイエンティストを育成することを目的とする。

2 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備えた医学研究者を育成することを目的とする。

第2条の3 障害科学専攻の区分課程(以下「障害科学区分課程」という。)は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 障害科学専攻の前期課程は、障害の予防及び克服並びにリハビリテーションに関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な能力を備え、かつ、高度な研究能力を備えた研究者又は教育者等を育成することを目的とする。

3 障害科学専攻の後期課程は、自立して研究を行い、又は障害に関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な高度な研究能力を備え、国際社会に貢献することができる研究者、指導者又は教育者等を育成することを目的とする。

第2条の4 保健学専攻の区分課程(以下「保健学区分課程」という。)は、自立して研究活動を行い、又は保健学に関する医療専門職の業務に従事するために必要な高い倫理観及び指導力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 授業科目は、基盤科目、総合科目及び専門科目とする。

2 保健学専攻の前期課程(以下「保健学前期課程」という。)は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
<u>看護学コース</u>	<u>高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ看護職、看護学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成</u>
<u>放射線技術科学コース</u>	<u>高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ診療放射線技師、放射線技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成</u>
<u>検査技術科学コース</u>	<u>高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ臨床検査技師、検査技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成</u>

3 保健学専攻の後期課程(以下「保健学後期課程」という。)は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
<u>看護学コース</u>	<u>豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、優れた研究能力及び教育能力を持ち、多様な看護現象に対応できる研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成</u>
<u>放射線技術科学コース</u>	<u>豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、放射線技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成</u>
<u>検査技術科学コース</u>	<u>豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、検査技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成</u>

第2条の5 公衆衛生学専攻修士課程は、公衆衛生分野の研究者及び教育者並びに集学的・融合的研究を推進することができる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 授業科目は、医科学専攻修士課程にあつては共通科目、専門科目、プログラム科目、ローテーション実習、インターンシップ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあつては系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアドバンスド講義科目とし、障害科学区分課程にあつては必修科目及び選択必修科目とし、保健学前期課程にあつて

- 3 履修上必要があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めたときは、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻若しくは他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程(令和4年規第41号)に定める授業科目(以下この項において「大学院共通科目」という。)について、前期課程にあっては同規程別表第1に定めるものを、後期課程及び医学履修課程にあっては同規程別表第1又は別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

- 3 第1項の規定により履修した授業科目は、基盤科目として、第18条、第18条の3又は第18条の4の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

第5章 課程修了

(前期課程の修了要件)

第18条 本研究科の前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上(次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が区分課程の目的を達成するために必要と認める場合には、修士論文の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることができる。

は共通選択科目、専門科目及び特別研究科目とし、保健学後期課程にあっては共通科目(共通必修科目及び共通選択科目)、専門科目及び特別研究科目とし、公衆衛生学専攻修士課程にあっては共通科目、専門基盤科目、専門科目及び実習・特別研究科目とする。

- 3 履修上必要があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めたときは、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻若しくは他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程(令和4年規第41号)に定める授業科目(以下この項において「大学院共通科目」という。)について、修士課程及び前期課程にあっては同規程別表第1に定めるものを、後期課程及び医学履修課程にあっては同規程別表第1又は別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

- 3 第1項の規定により履修した授業科目で、修士課程にあっては専門科目として、医学履修課程にあっては系統講義コース科目として、障害科学区分課程にあっては選択必修科目として、保健学区分課程にあっては専門科目として、第18条、第18条の3又は第18条の4の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

第5章 課程修了

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第18条 本研究科の修士課程又は前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上(次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合(前期課程を修了する場合に限る。)において、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が区分課程の目的を達成するために必要と認める場合には、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることができる。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(前期課程における在学期間の短縮)

第18条の2 前期課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(区分課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより17単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の提出)

第19条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

3 第18条第1項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 第18条の3に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより7単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 第18条の4に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(修士課程及び前期課程における在学期間の短縮)

第18条の2 修士課程及び前期課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(区分課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文等の提出)

第19条 修士論文等は、修士課程又は前期課程に1年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文等は、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

3 第18条第1項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文等の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 第18条の3に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 第18条の4に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、研究指導

を受けた者でなければ提出することができない。 3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。 4 第18条の3ただし書又は第18条の4ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。 (最終試験) 第21条 最終試験は、修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。 2 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。 3 最終試験は、修士論文又は博士論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。 (修士論文又博士論文及び最終試験の成績) 第22条 修士論文又は博士論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。	を受けた者でなければ提出することができない。 3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。 4 第18条の3ただし書又は第18条の4ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。 (最終試験) 第21条 最終試験は、修士論文等又は博士論文を提出した者に対して行う。 2 最終試験は、修士論文等又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。 3 最終試験は、修士論文等又は博士論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。 (修士論文等又博士論文及び最終試験の成績) 第22条 修士論文等又は博士論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。
---	--

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

○東北大学大学院医学系研究科履修内規（案）

平成17年12月27日

制定

改正 平成20年2月27日

平成23年2月23日

平成23年4月13日

平成24年4月11日

平成25年4月3日

平成26年2月12日

平成27年3月4日

平成28年3月9日

平成28年9月7日

平成29年2月8日

平成29年9月6日

平成30年2月14日

平成31年3月6日

令和2年3月4日

令和3年2月10日

令和4年2月9日

令和5年2月8日

令和6年3月6日

令和 年 月 日

東北大学大学院医学系研究科履修内規

（趣旨）

第1条 この内規は、東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

（総合医学専攻の授業科目及び単位数）

第2条 本研究科の総合医学専攻において開設する授業科目及び単位数は、別表第1による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成20年2月27日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日改正）

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成22年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成23年4月13日改正）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月11日改正）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成25年4月3日改正）

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成26年2月12日改正）

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成27年3月4日改正）

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成28年3月9日改正）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成28年9月7日改正）

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成29年2月8日改正）

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成29年9月6日改正）

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成30年2月14日改正）

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成31年3月6日改正）

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和2年3月4日改正）

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 2019年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和3年2月10日改正）

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和4年2月9日改正）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和5年2月8日改正）

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和6年3月6日改正）

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（令和 年 月 日改正）

- 1 この内規は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、

この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

別表第1

総合医学専攻博士課程（前期2年の課程）

授業科目		単位数	
		必修	選択
基盤科目	医療倫理学Ⅰ	1	
	学際医学Ⅰ-I	1	
	学際医学Ⅰ-II		1
	医学教養		1
	医学ダイバーシティⅠ		1
	Meet the ProfessorⅠ-I		1
	Meet the ProfessorⅠ-II		1
	医学統計学Ⅰ		1
	医学データ解析Ⅰ		1
	災害医学Ⅰ		2
	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルスⅠ		2
	ローテーション実習Ⅰ		4
	インターンシップ実習科目		6
	海外留学成果評価Ⅰ		1
	国際学会参加成果評価Ⅰ		1
総合科目	アントレプレナーシップⅠ		1
	ネットワーキング演習Ⅰ		1
	メンタルヘルスケアⅠ		1
	医学AI演習Ⅰ-I		2
	医学AI演習Ⅰ-II		2
	疫学研究デザイン		1
	研究企画演習		1
	Topics and DiscussionⅠ-I	1	
	Topics and DiscussionⅠ-II		1
	Topics and DiscussionⅠ-III		1
	Topics and DiscussionⅠ-IV		1
	Topics and DiscussionⅠ-V		1
	Topics and DiscussionⅠ-VI		1
	Topics and DiscussionⅠ-VII		1

	Topics and Discussion I-VIII		1
	医学日本語 I		1
	プレゼンテーション・情報倫理 I		1
	臨床試験・臨床研究 I		1
	研究倫理・研究インテグリティ I		2
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス I		2
専門科目 (コース共通)	論文研究 I	10	
	先進医学ゼミ I-I		2
	先進医学ゼミ I-II		2
専門科目 (医科学コース)	中間審査		2
	基礎医学 I		1
	基礎医学 II		1
	基礎医学 III		1
	基礎医学 IV		1
	生体応用科学セミナー I		4
	生体応用科学セミナー II		4
	検査医科学 I-I		2
	検査医科学 I-II		2
	医学論文読解演習		2
	行動科学		1
	分子・遺伝生物学		1
	内科学		1
	外科学		1
	発生・発達・周産期医学		1
	分子イメージング I		2
	医用動物学		2
	感染症とヒューマンセキュリティ I		2
	医療薬学		2
	量子生命・分子イメージング特別講義		1
	医療開発 I		2
	ゲノム医学		1
	医学研究方法論		2
	運動学 I		2

胎児病態学Ⅰ	2
臨床脳科学Ⅰ－Ⅰ	3
臨床脳科学Ⅰ－Ⅱ	3
神経解剖学Ⅰ	2
臨床障害学Ⅰ	2
免疫科学Ⅰ	1
神経科学	1
量子生命科学Ⅰ	2
がん生物学	1
腫瘍治療学	1
生体分子解析学	1
薬事・規制科学	1
パイオニアトレーニング	4
研究発展トレーニング	4
成果発表実習	2
研究ネットワーク実習	2
分子イメージング診断治療講義	2
医学物理学Ⅰ	1
医学物理学Ⅱ	1
力学	2
物理学概論Ⅱ	2
量子力学	2
原子核物理学	2
医療情報学	1
医用情報学セミナーⅠ	4
医用情報学セミナーⅡ	4
医用物理学	2
画像情報学	2
医用画像工学	2
画像診断学	2
画像解析学	2
放射線検査学	2
放射線治療学	2
数学Ⅰ	2
数学Ⅱ	2
統計物理学Ⅰ	2

	統計物理学Ⅱ		2
	医学物理士トレーニングⅠ		2
	核医学		1
	放射線物理学		2
	放射線防護学		2
	放射線診断物理学		1
	放射線治療物理学		2
	放射線計測学		1
	情報処理学		1
	放射線関連法規および勧告		1
	解剖学		1
	生理学		1
	病理学		1
	放射線診断学		1
	核医学物理学		1
	放射線腫瘍学		1
	放射線生物学		1
	先端放射線科学		2
	超音波技術学		1
専門科目 (看護学コース)	医療教育論		2
	理論看護学アプローチ		2
	看護学研究方法論		2
	コンサルテーション論		2
	医療・看護政策論		2
	看護科学論Ⅰ		2
	Academic Skills in NursingⅠ		2
	Academic Skills in NursingⅡ		2
	データ収集演習		2
	データ解析演習		2
	フィジカルアセスメント		2
	病態生理学		2
	臨床薬理学		2
	がん科学		2
	がん診療トレーニング		2
	がん看護学Ⅰ		2
	がん看護学Ⅱ		2

緩和ケア看護学Ⅰ	2
緩和ケア看護学Ⅱ	2
がん看護学セミナーⅠ	2
がん看護学セミナーⅡ	2
がん看護専門看護学実習Ⅰ	2
がん看護専門看護学実習Ⅱ	6
がん看護専門看護学実習Ⅲ	2
小児看護学Ⅰ	2
小児看護学Ⅱ	2
家族のメンタルヘルス論	2
小児看護学セミナーⅠ	4
小児看護学セミナーⅡ	2
小児看護学セミナーⅢ	2
地域ケアシステム看護学Ⅰ	2
小児専門看護学実習Ⅰ	2
小児専門看護学実習Ⅱ	8
精神看護学Ⅰ	2
精神看護学Ⅱ	2
精神看護学セミナーⅠ	2
精神看護学セミナーⅡ	2
精神看護学セミナーⅢ	2
精神看護学セミナーⅣ	2
救急・急性期精神看護	2
精神専門看護学実習Ⅰ	1
精神専門看護学実習Ⅱ	2
精神専門看護学実習Ⅲ	4
精神専門看護学実習Ⅳ	2
精神専門看護学実習Ⅴ	1
基礎助産学Ⅰ	2
基礎助産学Ⅱ	2
基礎助産学Ⅲ	2
助産診断・技術学Ⅰ	2
助産診断・技術学Ⅱ	2
助産診断・技術学Ⅲ	2
助産診断・技術学Ⅳ	2
助産診断・技術学Ⅴ	2

	地域母子保健学		2
	助産管理学		2
	助産学実習Ⅰ		1
	助産学実習Ⅱ		2
	助産学実習Ⅲ		8
	公衆衛生看護学		2
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ		4
	公衆衛生看護学活動論Ⅱ		4
	公衆衛生看護学演習Ⅰ		4
	公衆衛生看護学演習Ⅱ		4
	公衆衛生疫学		2
	保健統計学		2
	保健医療福祉行政		2
	公衆衛生看護学実習		5
	公共哲学		2
専門科目 (公衆衛生学コース)	課題研究		5
	疫学		1
	臨床研究Ⅰ		1
	分子疫学		1
	データ管理学Ⅰ		2
	データ管理学Ⅱ		2
	臨床研究プロトコール講義		1
	臨床研究プロトコール演習		2
	E BM概論		1
	医学情報学		1
	保健医療福祉情報ネットワーク論		1
	E BM演習		2
	医療ビッグデータ		1
	環境医学		1
	法医学		1
	医療人文学		1
	保健医療福祉行政論		1
	医療経済学		1
	産業保健医学		1
	基礎人類遺伝学		1
	遺伝カウンセリング		1

臨床遺伝学Ⅰ	1
臨床遺伝学Ⅱ	1
遺伝カウンセリング演習	2
遺伝カウンセリング実践論	2
研究倫理実践論	2
臨床倫理演習	2
倫理学・生命倫理学	1
記述倫理・実証研究入門	1
公衆衛生倫理	1
災害保健医療セミナー	4
災害医学	2
災害保健医療トレーニング	4
International Development Studies	2
Environmental Resilience and Energy Security	2
Basics of Disaster and Safety ScienceⅠ	1
Basics of Disaster and Safety ScienceⅡ	1
International SocietyⅡ	2
Global Governance and Safety	2
Food Economics	2
Hydrology	2
フィールド実習	5
臨床研究実習Ⅰ	10
臨床研究実習Ⅱ	10
遺伝カウンセリング実習	10

※基盤科目4単位以上、総合科目2単位以上、専門科目(コース共通から10単位以上及び所属するコース専門科目から10単位以上)20単位以上、合計30単位以上を修得すること。

総合医学専攻博士課程（後期3年の課程）

授業科目		単位数	
		必修	選択
基盤科目	医療倫理学Ⅱ		1
	学際医学Ⅱ-I		1
	学際医学Ⅱ-II		1
	医学ダイバーシティⅡ		1
	研究推進・研究倫理ゼミ		6

	学際領域トレーニング		5
	Meet the Professor II - I		1
	Meet the Professor II - II		1
	医学統計学Ⅱ		1
	医学データ解析Ⅱ		1
	災害医学Ⅱ		2
	総合地域医療セミナー		2
	アドバンスドヒューマンセキュリティとグローバルヘルスⅡ		2
	ローテーション実習Ⅱ		4
	インターンシップ成果評価		1
	海外留学成果評価Ⅱ		1
	国際学会参加成果評価Ⅱ		1
総合科目	アントレプレナー シップⅡ		1
	ネットワーキング演習Ⅱ		1
	メンタルヘルスケアⅡ		1
	医薬開発		2
	医学研究方法論		2
	医学AI演習Ⅱ - I		2
	医学AI演習Ⅱ - II		2
	Topics and DiscussionⅡ - I		1
	Topics and DiscussionⅡ - II		1
	Topics and DiscussionⅡ - III		1
	Topics and DiscussionⅡ - IV		1
	Topics and DiscussionⅡ - V		1
	Topics and DiscussionⅡ - VI		1
	Topics and DiscussionⅡ - VII		1
	Topics and DiscussionⅡ - VIII		1
	医学日本語Ⅱ		1
	プレゼンテーション・情報倫理Ⅱ		1
	医学イノベーション創出		1
	臨床試験・臨床研究Ⅱ		1
	研究倫理・研究インテグリティⅡ		2
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンスⅡ		2
専門科	論文研究Ⅱ	10	
	先進医学ゼミⅡ - I		2

	先進医学ゼミⅡ・Ⅱ		2
	先進医学ゼミⅡ・Ⅲ		2
専門科目 (医科学コース)	分子医科学		2
	社会・環境医学		2
	運動学Ⅱ		2
	臨床脳科学Ⅱ		2
	胎児病態学Ⅱ		2
	臨床障害学Ⅱ		2
	先端臨床医学		2
	神経科学基礎		2
	免疫科学Ⅱ		2
	感染症とヒューマンセキュリティⅡ		2
	神経科学Ⅰ・Ⅰ		2
	神経科学Ⅰ・Ⅱ		2
	神経科学Ⅰ・Ⅲ		2
	検査医科学Ⅱ		2
	医用情報技術科学セミナー		2
	生体応用技術科学セミナー		2
	健康科学論		2
専門科目 (看護学コース)	看護学セミナーⅠ・Ⅰ		2
	看護学セミナーⅠ・Ⅱ		2
	看護学		2
	看護科学論Ⅱ		2

※基盤科目1単位以上、総合科目1単位以上、専門科目(コース共通から10単位以上及び所属するコース専門科目から4単位以上)14単位以上、合計17単位以上を修得すること。

総合医学専攻博士課程（医学履修課程）

授業科目		単位数	
		必修	選択
基盤科目	医療倫理学Ⅱ		1
	学際医学Ⅱ・Ⅰ		1
	学際医学Ⅱ・Ⅱ		1
	医学ダイバーシティⅡ		1

	研究推進・研究倫理ゼミ		6
	学際領域トレーニング		5
	Meet the Professor II - I		1
	Meet the Professor II - II		1
	医学統計学Ⅱ		1
	医学データ解析Ⅱ		1
	災害医学Ⅱ		2
	総合地域医療セミナー		2
	アドバンスドヒューマンセキュリティとグローバルヘルスⅡ		2
	ローテーション実習Ⅱ		4
	インターンシップ成果評価		1
	海外留学成果評価Ⅱ		1
	国際学会参加成果評価Ⅱ		1
総合科目	アントレプレナー シップⅡ		1
	ネットワーキング演習Ⅱ		1
	メンタルヘルスケアⅡ		1
	医薬開発		2
	医学研究方法論		2
	医学AI演習Ⅱ - I		2
	医学AI演習Ⅱ - II		2
	Topics and DiscussionⅡ - I		1
	Topics and DiscussionⅡ - II		1
	Topics and DiscussionⅡ - III		1
	Topics and DiscussionⅡ - IV		1
	Topics and DiscussionⅡ - V		1
	Topics and DiscussionⅡ - VI		1
	Topics and DiscussionⅡ - VII		1
	Topics and DiscussionⅡ - VIII		1
	医学日本語Ⅱ		1
	プレゼンテーション・情報倫理Ⅱ		1
	医学イノベーション創出		1
	臨床試験・臨床研究Ⅱ		1
	研究倫理・研究インテグリティⅡ		2
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンスⅡ		2
専	論文研究Ⅱ	10	

先進医学ゼミⅡ・Ⅰ	2
先進医学ゼミⅡ・Ⅱ	2
先進医学ゼミⅡ・Ⅲ	2
先進医学ゼミⅡ・Ⅳ	2
TRトレーニングⅠ	6
TRトレーニングⅡ	6
神経科学ワークショップⅠ	2
神経科学ワークショップⅡ	2
医療機器トレーニング	2
連携機関トレーニングⅠ	2
連携機関トレーニングⅡ	2
連携機関トレーニングⅢ	2
国際交流セミナーⅠ	1
国際交流セミナーⅡ	1
国際交流セミナーⅢ	1
国際交流セミナーⅣ	1
神経科学セミナー	2
分子イメージングⅡ	2
量子生命科学Ⅱ	2
分子イメージングトレーニング	6
量子生命イメージングトレーニング	2
分子イメージング診断治療講義	2
量子生命・分子イメージング特別講義	1
臨床腫瘍学Ⅰ	2
臨床腫瘍学Ⅱ	2
臓器別臨床腫瘍学	4
腫瘍関連学際領域	2
次世代腫瘍予防学	2
臨床腫瘍研究開発学	2
病理腫瘍学	4
放射線治療トレーニングⅠ	1
放射線治療トレーニングⅡ	2
放射線治療トレーニングⅢ	6
化学療法トレーニングⅠ	1
化学療法トレーニングⅡ	2
化学療法トレーニングⅢ	6

緩和ケアトレーニングⅠ	1
緩和ケアトレーニングⅡ	2
緩和ケアトレーニングⅢ	6
腫瘍外科トレーニングⅠ	6
腫瘍外科トレーニングⅡ	1
腫瘍外科トレーニングⅢ	2
腫瘍外科トレーニングⅣ	6
遺伝性腫瘍診療トレーニング	8
分子病理専門医トレーニング	1
病理腫瘍学トレーニングⅠ	4
病理腫瘍学トレーニングⅡ	4
臓器横断病理トレーニング	4
がんプロ合同セミナー	2
がん医科学セミナー	2
保健医療福祉情報学	2
臨床研究Ⅱ	2
災害医療セミナー	4
臨床研究トレーニング	4
災害医療トレーニング	4
医学AIトレーニングⅠ	3
医学AIトレーニングⅡ	3
医学AIトレーニングⅢ	3
医学AIトレーニングⅣ	3
医学AIセミナー	2
分子医科学	2
社会・環境医学	2
運動学Ⅱ	2
臨床脳科学Ⅱ	2
胎児病態学Ⅱ	2
臨床障害学Ⅱ	2
先端臨床医学	2
神経科学基礎	2
免疫科学Ⅱ	2
感染症とヒューマンセキュリティⅡ	2
神経科学Ⅰ・Ⅰ	2
神経科学Ⅰ・Ⅱ	2

神経科学Ⅰ・Ⅲ	2
検査医科学Ⅱ	2
医用情報技術科学セミナー	2
生体応用技術科学セミナー	2
健康科学論	2
看護学セミナーⅠ・Ⅰ	2
看護学セミナーⅠ・Ⅱ	2
看護学	2
看護科学論Ⅱ	2

※基盤科目4単位以上、総合科目1単位以上、専門科目18 単位以上、合計30 単位以上を修得すること。

変更事項

(東北大学大学院医学系研究科履修内規 (案))

[変更の事由]

医学系研究科の医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻及び公衆衛生学専攻を廃止し、新たに総合医学専攻を設置するため。

[変更点]

医学系研究科の総合医学専攻において開設する授業科目、単位数、履修方法等について定める。

東北大学大学院医学系研究科履修内規新旧対照表

改正後		改正前	
(総合医学専攻の授業科目及び単位数)		(医科学専攻の授業科目及び単位数)	
第2条 本研究科の総合医学専攻において開設する授業科目及び単位数は、別表第1による。		第2条 本研究科の医科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、 <u>修士課程にあつては別表第1に、医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)にあつては別表第2による。</u>	
		(障害科学専攻の授業科目及び単位数)	
		第3条 本研究科の障害科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、 <u>別表第3による。</u>	
		(保健学専攻の授業科目及び単位数)	
		第4条 本研究科の保健学専攻において開設する授業科目及び単位数は、 <u>別表第4による。</u>	
		(公衆衛生学専攻の授業科目及び単位数)	
		第5条 本研究科の公衆衛生学専攻修士課程において開設する授業科目及び単位数は、 <u>別表第5による。</u>	
別表第1		別表第1	
総合医学専攻博士課程(前期2年の課程)			
授業科目	単位数		
	必修	選択	
基 盤 科 目	医療倫理学Ⅰ	<u>1</u>	
	学際医学Ⅰ-Ⅰ	<u>1</u>	
	学際医学Ⅰ-Ⅱ		<u>1</u>
	医学教養		<u>1</u>
	医学ダイバーシティⅠ		<u>1</u>
	Meet the ProfessorⅠ-Ⅰ		<u>1</u>
	Meet the ProfessorⅠ-Ⅱ		<u>1</u>
	医学統計学Ⅰ		<u>1</u>
	医学データ解析Ⅰ		<u>1</u>
	災害医学Ⅰ		<u>2</u>
	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルスⅠ		<u>2</u>
	ローテーション実習Ⅰ		<u>4</u>
	インターンシップ実習科目		<u>6</u>

	<u>海外留学成果評価Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>国際学会参加成果評価Ⅰ</u>		<u>1</u>
総合科目	<u>アントレプレナーシップⅠ</u>		<u>1</u>
	<u>ネットワーキング演習Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>メンタルヘルスケアⅠ</u>		<u>1</u>
	<u>医学AI 演習Ⅰ-Ⅰ</u>		<u>2</u>
	<u>医学AI 演習Ⅰ-Ⅱ</u>		<u>2</u>
	<u>疫学研究デザイン</u>		<u>1</u>
	<u>研究企画演習</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-Ⅰ</u>	<u>1</u>	
	<u>Topics and DiscussionⅠ-Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-Ⅲ</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-Ⅳ</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-V</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-VI</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-VII</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and DiscussionⅠ-VIII</u>		<u>1</u>
	<u>医学日本語Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>プレゼンテーション・情報倫理Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>臨床試験・臨床研究Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>研究倫理・研究インテグリティⅠ</u>		<u>2</u>
	<u>巨大災害に対する健康と社会のレジリエンスⅠ</u>		<u>2</u>
専門科目 (ユニ ース 共通)	<u>論文研究Ⅰ</u>	<u>10</u>	
	<u>先進医学ゼミⅠ-Ⅰ</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミⅠ-Ⅱ</u>		<u>2</u>
専門科目 (一)	<u>中間審査</u>		<u>2</u>
	<u>基礎医学Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>基礎医学Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>基礎医学Ⅲ</u>		<u>1</u>
	<u>基礎医学Ⅳ</u>		<u>1</u>

医 科 学 ユ ニ ス)	<u>生体応用科学セミナーⅠ</u>	<u>4</u>	
	<u>生体応用科学セミナーⅡ</u>	<u>4</u>	
	<u>検査医科学Ⅰ-Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>検査医科学Ⅰ-Ⅱ</u>	<u>2</u>	
	<u>医学論文読解演習</u>	<u>2</u>	
	<u>行動科学</u>	<u>1</u>	
	<u>分子・遺伝生物学</u>	<u>1</u>	
	<u>内科学</u>	<u>1</u>	
	<u>外科学</u>	<u>1</u>	
	<u>発生・発達・周産期医学</u>	<u>1</u>	
	<u>分子イメージングⅠ</u>	<u>2</u>	
	<u>医用動物学</u>	<u>2</u>	
	<u>感染症とヒューマンセキュリティⅠ</u>	<u>2</u>	
	<u>医療薬学</u>	<u>2</u>	
	<u>量子生命・分子イメージング特別講義</u>	<u>1</u>	
	<u>医療開発Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>ゲノム医学</u>	<u>1</u>	
	<u>医学研究方法論</u>	<u>2</u>	
	<u>運動学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>胎児病態学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>臨床脳科学Ⅰ-Ⅰ</u>	<u>3</u>	
	<u>臨床脳科学Ⅰ-Ⅱ</u>	<u>3</u>	
	<u>神経解剖学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>臨床障害学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>免疫科学Ⅰ</u>	<u>1</u>	
	<u>神経科学</u>	<u>1</u>	
	<u>量子生命科学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
	<u>がん生物学</u>	<u>1</u>	
	<u>腫瘍治療学</u>	<u>1</u>	
	<u>生体分子解析学</u>	<u>1</u>	
	<u>薬事・規制科学</u>	<u>1</u>	
	<u>パイオニアトレーニング</u>	<u>4</u>	
	<u>研究発展トレーニング</u>	<u>4</u>	
	<u>成果発表実習</u>	<u>2</u>	
	<u>研究ネットワーク実習</u>	<u>2</u>	
	<u>分子イメージング診断治療講義</u>	<u>2</u>	
	<u>医学物理学Ⅰ</u>	<u>1</u>	
	<u>医学物理学Ⅱ</u>	<u>1</u>	
	<u>力学</u>	<u>2</u>	

	物理学概論Ⅱ	2
	量子力学	2
	原子核物理学	2
	医療情報学	1
	医用情報学セミナーⅠ	4
	医用情報学セミナーⅡ	4
	医用物理学	2
	画像情報学	2
	医用画像工学	2
	画像診断学	2
	画像解析学	2
	放射線検査学	2
	放射線治療学	2
	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	統計物理学Ⅰ	2
	統計物理学Ⅱ	2
	医学物理士トレーニングⅠ	2
	核医学	1
	放射線物理学	2
	放射線防護学	2
	放射線診断物理学	1
	放射線治療物理学	2
	放射線計測学	1
	情報処理学	1
	放射線関連法規および勧告	1
	解剖学	1
	生理学	1
	病理学	1
	放射線診断学	1
	核医学物理学	1
	放射線腫瘍学	1
	放射線生物学	1
	先端放射線科学	2
	超音波技術学	1
専	医療教育論	2
門	理論看護学アプローチ	2
科	看護学研究方法論	2
目	コンサルテーション論	2

(看護学ユニット)	医療・看護政策論	2	
	看護科学論Ⅰ	2	
	Academic Skills in NursingⅠ	2	
	Academic Skills in NursingⅡ	2	
	データ収集演習	2	
	データ解析演習	2	
	フィジカルアセスメント	2	
	病態生理学	2	
	臨床薬理学	2	
	がん科学	2	
	がん診療トレーニング	2	
	がん看護学Ⅰ	2	
	がん看護学Ⅱ	2	
	緩和ケア看護学Ⅰ	2	
	緩和ケア看護学Ⅱ	2	
	がん看護学セミナーⅠ	2	
	がん看護学セミナーⅡ	2	
	がん看護専門看護学実習Ⅰ	2	
	がん看護専門看護学実習Ⅱ	6	
	がん看護専門看護学実習Ⅲ	2	
	小児看護学Ⅰ	2	
	小児看護学Ⅱ	2	
	家族のメンタルヘルス論	2	
	小児看護学セミナーⅠ	4	
	小児看護学セミナーⅡ	2	
	小児看護学セミナーⅢ	2	
	地域ケアシステム看護学Ⅰ	2	
	小児専門看護学実習Ⅰ	2	
	小児専門看護学実習Ⅱ	8	
	精神看護学Ⅰ	2	
	精神看護学Ⅱ	2	
	精神看護学セミナーⅠ	2	
	精神看護学セミナーⅡ	2	
	精神看護学セミナーⅢ	2	
	精神看護学セミナーⅣ	2	
	救急・急性期精神看護	2	
	精神専門看護学実習Ⅰ	1	
	精神専門看護学実習Ⅱ	2	
	精神専門看護学実習Ⅲ	4	

	<u>精神専門看護学実習Ⅳ</u>	<u>2</u>		
	<u>精神専門看護学実習Ⅴ</u>	<u>1</u>		
	<u>基礎助産学Ⅰ</u>	<u>2</u>		
	<u>基礎助産学Ⅱ</u>	<u>2</u>		
	<u>基礎助産学Ⅲ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産診断・技術学Ⅰ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産診断・技術学Ⅱ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産診断・技術学Ⅲ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産診断・技術学Ⅳ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産診断・技術学Ⅴ</u>	<u>2</u>		
	<u>地域母子保健学</u>	<u>2</u>		
	<u>助産管理学</u>	<u>2</u>		
	<u>助産学実習Ⅰ</u>	<u>1</u>		
	<u>助産学実習Ⅱ</u>	<u>2</u>		
	<u>助産学実習Ⅲ</u>	<u>8</u>		
	<u>公衆衛生看護学</u>	<u>2</u>		
	<u>公衆衛生看護学活動論Ⅰ</u>	<u>4</u>		
	<u>公衆衛生看護学活動論Ⅱ</u>	<u>4</u>		
	<u>公衆衛生看護学演習Ⅰ</u>	<u>4</u>		
	<u>公衆衛生看護学演習Ⅱ</u>	<u>4</u>		
	<u>公衆衛生疫学</u>	<u>2</u>		
	<u>保健統計学</u>	<u>2</u>		
	<u>保健医療福祉行政</u>	<u>2</u>		
	<u>公衆衛生看護学実習</u>	<u>5</u>		
	<u>公共哲学</u>	<u>2</u>		
専門科目（公衆衛生学コース）	<u>課題研究</u>	<u>5</u>		
	<u>疫学</u>	<u>1</u>		
	<u>臨床研究Ⅰ</u>	<u>1</u>		
	<u>分子疫学</u>	<u>1</u>		
	<u>データ管理学Ⅰ</u>	<u>2</u>		
	<u>データ管理学Ⅱ</u>	<u>2</u>		
	<u>臨床研究プロトコール講義</u>	<u>1</u>		
	<u>臨床研究プロトコール演習</u>	<u>2</u>		
	<u>E B M概論</u>	<u>1</u>		
	<u>医学情報学</u>	<u>1</u>		
	<u>保健医療福祉情報ネットワーク論</u>	<u>1</u>		
	<u>E B M演習</u>	<u>2</u>		
	<u>医療ビッグデータ</u>	<u>1</u>		
	<u>環境医学</u>	<u>1</u>		

<u>法医学</u>	<u>1</u>
<u>医療人文学</u>	<u>1</u>
<u>保健医療福祉行政論</u>	<u>1</u>
<u>医療経済学</u>	<u>1</u>
<u>産業保健医学</u>	<u>1</u>
<u>基礎人類遺伝学</u>	<u>1</u>
<u>遺伝カウンセリング</u>	<u>1</u>
<u>臨床遺伝学Ⅰ</u>	<u>1</u>
<u>臨床遺伝学Ⅱ</u>	<u>1</u>
<u>遺伝カウンセリング演習</u>	<u>2</u>
<u>遺伝カウンセリング実践論</u>	<u>2</u>
<u>研究倫理実践論</u>	<u>2</u>
<u>臨床倫理演習</u>	<u>2</u>
<u>倫理学・生命倫理学</u>	<u>1</u>
<u>記述倫理・実証研究入門</u>	<u>1</u>
<u>公衆衛生倫理</u>	<u>1</u>
<u>災害保健医療セミナー</u>	<u>4</u>
<u>災害医学</u>	<u>2</u>
<u>災害保健医療トレーニング</u>	<u>4</u>
<u>International Development Studies</u>	<u>2</u>
<u>Environmental Resilience and Energy Security</u>	<u>2</u>
<u>Basics of Disaster and Safety Science I</u>	<u>1</u>
<u>Basics of Disaster and Safety Science II</u>	<u>1</u>
<u>International SocietyⅡ</u>	<u>2</u>
<u>Global Governance and Safety</u>	<u>2</u>
<u>Food Economics</u>	<u>2</u>
<u>Hydrology</u>	<u>2</u>
<u>フィールド実習</u>	<u>5</u>
<u>臨床研究実習Ⅰ</u>	<u>10</u>
<u>臨床研究実習Ⅱ</u>	<u>10</u>
<u>遺伝カウンセリング実習</u>	<u>10</u>

※基盤科目4単位以上、総合科目2単位以上、専門科目(コース共通から10単位以上及び所属する
コース専門科目から10単位以上)20単位以上、合計30単位以上を修得すること。

総合医学専攻博士課程(後期3年の課程)

<u>授業科目</u>		<u>単位数</u>	
		<u>必修</u>	<u>選択</u>
基 盤 科 目	<u>医療倫理学Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>学際医学Ⅱ・Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>学際医学Ⅱ・Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>医学ダイバーシティⅡ</u>		<u>1</u>
	<u>研究推進・研究倫理ゼミ</u>		<u>6</u>
	<u>学際領域トレーニング</u>		<u>5</u>
	<u>Meet the ProfessorⅡ・Ⅰ</u>		<u>1</u>
	<u>Meet the ProfessorⅡ・Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>医学統計学Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>医学データ解析Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>災害医学Ⅱ</u>		<u>2</u>
	<u>総合地域医療セミナー</u>		<u>2</u>
	<u>アドバンスドヒューマンセキュリティ とグローバルヘルスⅡ</u>		<u>2</u>
	<u>ローテーション実習Ⅱ</u>		<u>4</u>
	<u>インターンシップ成果評価</u>		<u>1</u>
	<u>海外留学成果評価Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>国際学会参加成果評価Ⅱ</u>		<u>1</u>
総 合 科 目	<u>アントレプレナーシップⅡ</u>		<u>1</u>
	<u>ネットワーキング演習Ⅱ</u>		<u>1</u>
	<u>メンタルヘルスケアⅡ</u>		<u>1</u>
	<u>医薬開発</u>		<u>2</u>
	<u>医学研究方法論</u>		<u>2</u>
	<u>医学 AI 演習Ⅱ・Ⅰ</u>		<u>2</u>
	<u>医学 AI 演習Ⅱ・Ⅱ</u>		<u>2</u>
	<u>Topics and DiscussionⅡ・Ⅰ</u>		<u>1</u>

	<u>Topics and Discussion II - II</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - III</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - IV</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - V</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - VI</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - VII</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II - VIII</u>		<u>1</u>
	<u>医学日本語 II</u>		<u>1</u>
	<u>プレゼンテーション・情報倫理 II</u>		<u>1</u>
	<u>医学イノベーション創出</u>		<u>1</u>
	<u>臨床試験・臨床研究 II</u>		<u>1</u>
	<u>研究倫理・研究インテグリティ II</u>		<u>2</u>
	<u>巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス II</u>		<u>2</u>
<u>専門科目（ユニース共通）</u>	<u>論文研究 II</u>	<u>10</u>	
	<u>先進医学ゼミ II - I</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミ II - II</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミ II - III</u>		<u>2</u>
<u>専門科目（医）</u>	<u>分子医科学</u>		<u>2</u>
	<u>社会・環境医学</u>		<u>2</u>
	<u>運動学 II</u>		<u>2</u>
	<u>臨床脳科学 II</u>		<u>2</u>
	<u>胎児病態学 II</u>		<u>2</u>
	<u>臨床障害学 II</u>		<u>2</u>

科学 コ ニ ス)	先端臨床医学		<u>2</u>
	神経科学基礎		<u>2</u>
	免疫科学Ⅱ		<u>2</u>
	感染症とヒューマンセキュリティⅡ		<u>2</u>
	神経科学Ⅰ・Ⅰ		<u>2</u>
	神経科学Ⅰ・Ⅱ		<u>2</u>
	神経科学Ⅰ・Ⅲ		<u>2</u>
	検査医科学Ⅱ		<u>2</u>
	医用情報技術科学セミナー		<u>2</u>
	生体応用技術科学セミナー		<u>2</u>
	健康科学論		<u>2</u>
専門 科 目 (看 護 学 コ ニ ス)	看護学セミナーⅠ・Ⅰ		<u>2</u>
	看護学セミナーⅠ・Ⅱ		<u>2</u>
	看護学		<u>2</u>
	看護科学論Ⅱ		<u>2</u>

※基盤科目1単位以上、総合科目1単位以上、専門科目(コース共通から10単位以上及び所属する
コース専門科目から4単位以上)14単位以上、合計17単位以上を修得すること。

総合医学専攻博士課程(医学履修課程)

授業科目		単位数	
		必修	選択
基	医療倫理学Ⅱ		<u>1</u>

盤 科 目	学際医学Ⅱ・Ⅰ		<u>1</u>
	学際医学Ⅱ・Ⅱ		<u>1</u>
	医学ダイバーシティⅡ		<u>1</u>
	研究推進・研究倫理ゼミ		<u>6</u>
	学際領域トレーニング		<u>5</u>
	Meet the ProfessorⅡ・Ⅰ		<u>1</u>
	Meet the ProfessorⅡ・Ⅱ		<u>1</u>
	医学統計学Ⅱ		<u>1</u>
	医学データ解析Ⅱ		<u>1</u>
	災害医学Ⅱ		<u>2</u>
	総合地域医療セミナー		<u>2</u>
	アドバンスドヒューマンセキュリティ とグローバルヘルスⅡ		<u>2</u>
	ローテーション実習Ⅱ		<u>4</u>
	インターンシップ成果評価		<u>1</u>
	海外留学成果評価Ⅱ		<u>1</u>
	国際学会参加成果評価Ⅱ		<u>1</u>
総 合 科 目	アントレプレナー シップⅡ		<u>1</u>
	ネットワーキング演習Ⅱ		<u>1</u>
	メンタルヘルスケアⅡ		<u>1</u>
	医薬開発		<u>2</u>
	医学研究方法論		<u>2</u>
	医学 AI 演習Ⅱ・Ⅰ		<u>2</u>
	医学 AI 演習Ⅱ・Ⅱ		<u>2</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅰ		<u>1</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅱ		<u>1</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅲ		<u>1</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅳ		<u>1</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅴ		<u>1</u>
	Topics and DiscussionⅡ・Ⅵ		<u>1</u>

	<u>Topics and Discussion II -VII</u>		<u>1</u>
	<u>Topics and Discussion II -VIII</u>		<u>1</u>
	<u>医学日本語 II</u>		<u>1</u>
	<u>プレゼンテーション・情報倫理 II</u>		<u>1</u>
	<u>医学イノベーション創出</u>		<u>1</u>
	<u>臨床試験・臨床研究 II</u>		<u>1</u>
	<u>研究倫理・研究インテグリティ II</u>		<u>2</u>
	<u>巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス II</u>		<u>2</u>
専門科目	<u>論文研究 II</u>	<u>10</u>	
	<u>先進医学ゼミ II - I</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミ II - II</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミ II - III</u>		<u>2</u>
	<u>先進医学ゼミ II - IV</u>		<u>2</u>
	<u>TR トレーニング I</u>		<u>6</u>
	<u>TR トレーニング II</u>		<u>6</u>
	<u>神経科学ワークショップ I</u>		<u>2</u>
	<u>神経科学ワークショップ II</u>		<u>2</u>
	<u>医療機器トレーニング</u>		<u>2</u>
	<u>連携機関トレーニング I</u>		<u>2</u>
	<u>連携機関トレーニング II</u>		<u>2</u>
	<u>連携機関トレーニング III</u>		<u>2</u>
	<u>国際交流セミナー I</u>		<u>1</u>
	<u>国際交流セミナー II</u>		<u>1</u>
	<u>国際交流セミナー III</u>		<u>1</u>
	<u>国際交流セミナー IV</u>		<u>1</u>
	<u>神経科学セミナー</u>		<u>2</u>
	<u>分子イメージング II</u>		<u>2</u>
	<u>量子生命科学 II</u>		<u>2</u>
	<u>分子イメージングトレーニング</u>		<u>6</u>

<u>量子生命イメージングトレーニング</u>		<u>2</u>
<u>分子イメージング診断治療講義</u>		<u>2</u>
<u>量子生命・分子イメージング特別講義</u>		<u>1</u>
<u>臨床腫瘍学Ⅰ</u>		<u>2</u>
<u>臨床腫瘍学Ⅱ</u>		<u>2</u>
<u>臓器別臨床腫瘍学</u>		<u>4</u>
<u>腫瘍関連学際領域</u>		<u>2</u>
<u>次世代腫瘍予防学</u>		<u>2</u>
<u>臨床腫瘍研究開発学</u>		<u>2</u>
<u>病理腫瘍学</u>		<u>4</u>
<u>放射線治療トレーニングⅠ</u>		<u>1</u>
<u>放射線治療トレーニングⅡ</u>		<u>2</u>
<u>放射線治療トレーニングⅢ</u>		<u>6</u>
<u>化学療法トレーニングⅠ</u>		<u>1</u>
<u>化学療法トレーニングⅡ</u>		<u>2</u>
<u>化学療法トレーニングⅢ</u>		<u>6</u>
<u>緩和ケアトレーニングⅠ</u>		<u>1</u>
<u>緩和ケアトレーニングⅡ</u>		<u>2</u>
<u>緩和ケアトレーニングⅢ</u>		<u>6</u>
<u>腫瘍外科トレーニングⅠ</u>		<u>6</u>
<u>腫瘍外科トレーニングⅡ</u>		<u>1</u>
<u>腫瘍外科トレーニングⅢ</u>		<u>2</u>
<u>腫瘍外科トレーニングⅣ</u>		<u>6</u>
<u>遺伝性腫瘍診療トレーニング</u>		<u>8</u>
<u>分子病理専門医トレーニング</u>		<u>1</u>
<u>病理腫瘍学トレーニングⅠ</u>		<u>4</u>
<u>病理腫瘍学トレーニングⅡ</u>		<u>4</u>
<u>臓器横断病理トレーニング</u>		<u>4</u>
<u>がんプロ合同セミナー</u>		<u>2</u>
<u>がん医科学セミナー</u>		<u>2</u>

保健医療福祉情報学		<u>2</u>
臨床研究Ⅱ		<u>2</u>
災害医療セミナー		<u>4</u>
臨床研究トレーニング		<u>4</u>
災害医療トレーニング		<u>4</u>
医学 AI トレーニングⅠ		<u>3</u>
医学 AI トレーニングⅡ		<u>3</u>
医学 AI トレーニングⅢ		<u>3</u>
医学 AI トレーニングⅣ		<u>3</u>
医学 AI セミナー		<u>2</u>
分子医科学		<u>2</u>
社会・環境医学		<u>2</u>
運動学Ⅱ		<u>2</u>
臨床脳科学Ⅱ		<u>2</u>
胎児病態学Ⅱ		<u>2</u>
臨床障害学Ⅱ		<u>2</u>
先端臨床医学		<u>2</u>
神経科学基礎		<u>2</u>
免疫科学Ⅱ		<u>2</u>
感染症とヒューマンセキュリティⅡ		<u>2</u>
神経科学Ⅰ・Ⅰ		<u>2</u>
神経科学Ⅰ・Ⅱ		<u>2</u>
神経科学Ⅰ・Ⅲ		<u>2</u>
検査医科学Ⅱ		<u>2</u>
医用情報技術科学セミナー		<u>2</u>
生体応用技術科学セミナー		<u>2</u>
健康科学論		<u>2</u>
看護学セミナーⅠ・Ⅰ		<u>2</u>
看護学セミナーⅠ・Ⅱ		<u>2</u>
看護学		<u>2</u>

	看護科学論Ⅱ		2
--	--------	--	---

※基盤科目4単位以上、総合科目1単位以上、専門科目18 単位以上、合計30 単位以上を修得すること。

医科学専攻修士課程

授業科目		一般コース		量子生命・分子イメージング教育コース		Basic Medicineコース		研究医コース		災害医療コース	
		必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修
共通科目	医療倫理学	1		1		1		1		1	
	基礎医学Ⅰ	1	選択		1		1				
	基礎医学Ⅱ	1			1		1				
	基礎医学Ⅲ	1	選択		1		1				
	基礎医学Ⅳ	1			1		1				
	Human Security		2			2		2		2	

		<u>and Global Health</u> <u>(ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)</u>										
		<u>医学AI概論 I</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>医学AI概論 II</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions I</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions II</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions III</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions IV</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>
		<u>国際学会参加成果評価</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>
		<u>研究企画演習</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>	
		<u>論文研究</u>	<u>10</u>		<u>10</u>		<u>10</u>		<u>10</u>		<u>10</u>	
専門科目		<u>分子・遺伝生物学 I</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>				
		<u>内科学概論</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>			<u>1</u>	
		<u>外科学概論</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>			<u>1</u>	

			発生・発達・周産期 医学概論	1		1					1	
			分子イメージング 概論	2	2		2					
			医用動物学	1								
			医学統計学入門	1							1	
			データ管理学入門	2		2				2	2	
			Infectious Disease and human Secu rity(感染症とヒュ ーマンセキュリティ イ)	2			2		2		2	
			医療薬学特論			2				2	2	
			応用医療薬学特論			2				2		
			量子生命・分子イメ ージング特別講義			1				1		
			ゲノム医学	1								
			Study Design for Researches on Me dical Sciences (医学研究方法論)	2		2	2		2		2	
	ブ ロ	分子 医科	免疫科学	1		1		1				
			神経科学	1		1		1				

グ ラ ム 科 目	学 ブ ロ グ ラ ム	量子生命科 学概論		2	2			2				
		がん生物学		1		1						
	病態 医科 学 ブ ロ グ ラ ム	がん科学		1		1						1
		先進医学通 論		1		1						1
		生体分子解 析学概論		1		1						1
		Health an d social re silience fo r large-sca le disaster (巨大災害 に対する健 康と社会の レジリエン ス)		2				2		2		2
社 会・ 医療 シス テム 医科 学 ブ ロ グ ラ ム		医学データ 解析入門		1		1						1
		薬事・規制 科学		1		1						1

研究 医養 成ブ ログ ラム	パイオニア トレーニン グ 研究発展ト レーニング 成果発表実 習 研究ネット ワーク実習							<u>4</u>			
災害 医療 プロ グラ ム	災害保健医 療セミナー 災害科学概 論 災害医学特 論 災害保健医 療トレーニ ング									<u>3</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>3</u>	
ローテーション実習		<u>4</u>		<u>4</u>		<u>4</u>			<u>4</u>	<u>4</u>	
インターンシップ実習 科目		<u>6</u>		<u>6</u>		<u>6</u>		<u>6</u>		<u>6</u>	
中間審査		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14

単位以上、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

2. 量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目13単位以上、専門科目3単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

3. Basic Medicineコースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位以上、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

4. 研究医養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目10単位以上、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

5. 災害医療コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目7単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

<u>授業科目</u>	<u>International Course of “Public Health Science for Human Security”</u> <u>(ヒューマンセキュリティ国際教育コース)</u>	
	<u>必修</u>	<u>選択必修</u>
<u>Medical Ethics</u> <u>(医療倫理学)</u>	<u>1</u>	
<u>International Development Studies</u> <u>(国際開発学)</u>	<u>2</u>	
<u>Human Security and Global Health</u> <u>(ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)</u>	<u>2</u>	
<u>Infectious Disease and human Security</u> <u>(感染症とヒューマンセキュリティ)</u>		<u>2</u>

<u>Health and Social Resilience for Large-scale Disaster</u> (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	<u>2</u>	
<u>International Society II (国際社会論II)</u>	<u>2</u>	
<u>Exercise on Human Security A</u> (ヒューマンセキュリティ演習A)		<u>1</u>
<u>Exercise on Human Security B</u> (ヒューマンセキュリティ演習B)		<u>1</u>
<u>Environmental Resilience and Sustainability</u> (環境レジリエンスと持続可能性)	<u>2</u>	
<u>Study Design for Researches on Medical Sciences</u> (医学研究方法論)		<u>2</u>
<u>Paper Research&Basic Seminar</u> (論文研究)	<u>10</u>	
<u>Global Governance and Safety</u> (グローバルガバナンスと安全)		<u>2</u>
<u>Food Economics</u> (食料経済学)		<u>2</u>
<u>Hydrology</u> (水循環システム論)		<u>2</u>
<u>Attendance of Academic Meeting</u> (国際学会参加成果評価)		<u>1</u>

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

6. ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、必修科目21単位、選択必修科目9単位以上。

授業科目	医学物理士養成コース (保健学系学部出身者)		授業科目	医学物理士養成コース (理工学系学部出身者)	
	必修	選択		必修	選択
医療倫理学	1		医療倫理学	1	
医学物理学特論Ⅰ	1		医学物理学特論Ⅰ	1	
医学物理学特論Ⅱ	1		医学物理学特論Ⅱ	1	
力学	2		放射線物理学	2	
電磁気学	2		放射線防護学	2	
量子力学		2	放射線診断物理学	1	
原子核物理学		2	放射線治療物理学	2	
医学統計学入門	1		放射線計測学	2	
医学データ解析入門	1		情報処理学	1	
医療情報学		1	放射線関連法規および勧告	1	
医用情報学セミナーⅠ		4	解剖学	1	
医用情報学セミナーⅡ		4	生理学	1	

	<u>医用物理学特論</u>	<u>2</u>	<u>病理学</u>	<u>1</u>		
	<u>画像情報学特論</u>	<u>2</u>	<u>放射線診断学</u>	<u>1</u>		
	<u>医用画像工学特論</u>	<u>2</u>	<u>核医学物理学</u>	<u>1</u>		
	<u>生体応用科学セミナー I</u>	<u>4</u>	<u>放射線腫瘍学</u>	<u>1</u>		
	<u>生体応用科学セミナー II</u>	<u>4</u>	<u>放射線生物学</u>	<u>1</u>		
	<u>画像診断学特論</u>	<u>2</u>	<u>医学統計学入門</u>	<u>1</u>		
	<u>画像解析学特論</u>	<u>2</u>	<u>医学データ解析入門</u>	<u>1</u>		
	<u>放射線検査学特論</u>	<u>2</u>	<u>先端放射線科学概論</u>	<u>2</u>		
	<u>放射線治療学特論</u>	<u>2</u>	<u>超音波技術学</u>	<u>1</u>		
	<u>数学 I</u>	<u>2</u>	<u>医療情報学</u>		<u>1</u>	
	<u>数学 II</u>	<u>2</u>	<u>医用情報学セミナー I</u>		<u>4</u>	
	<u>統計物理学 I</u>	<u>2</u>	<u>医用情報学セミナー II</u>		<u>4</u>	
	<u>統計物理学 II</u>	<u>2</u>	<u>医用物理学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 I</u>	<u>2</u>	<u>画像情報学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 II</u>	<u>2</u>	<u>医用画像工学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions I</u>	<u>2</u>	<u>生体応用科学セミナー I</u>		<u>4</u>	

	<u>Topics and Discussions II</u>		<u>2</u>	生体応用科学セミナー II		<u>4</u>	
	<u>Topics and Discussions III</u>		<u>2</u>	画像診断学特論		<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions IV</u>		<u>2</u>	画像解析学特論		<u>2</u>	
	国際学会参加成果評価		<u>1</u>	放射線治療学特論		<u>2</u>	
	医学物理士トレーニング I	<u>2</u>		医学AI概論 I		<u>2</u>	
	論文研究	<u>10</u>		医学AI概論 II		<u>2</u>	
				<u>Topics and Discussions I</u>		<u>2</u>	
				<u>Topics and Discussions II</u>		<u>2</u>	
				<u>Topics and Discussions III</u>		<u>2</u>	
				<u>Topics and Discussions IV</u>		<u>2</u>	
				国際学会参加成果評価		<u>1</u>	
				医学物理士トレーニング I	<u>2</u>		

	核医学	1	
	論文研究	10	

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

7. 医学物理士養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、30単位以上。

別表第2

医科学専攻博士課程(医学履修課程)

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
コア科目	分子医科学		2	研究推進・研究倫理ゼミ		6	国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学		2	学際領域ゼミ		6	国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学		2	先進臨床医学ゼミ		6	国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎		2	論文研究	10		国際交流セミナーD		1
	免疫科学		2	Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*		6	海外留学成果評価		1

		<u>Advanced Infectious Disease</u>	<u>2</u>	<u>Advanced Medical Seminar II</u> (先進医学ゼミ II)*	<u>6</u>	国際学会参加 成果評価	<u>1</u>	
		<u>Advanced Global Health</u>	<u>2</u>			<u>インターンシップ</u> <u>成果評価</u>	<u>1</u>	
		<u>Advanced Health and social resilience for large-scale disaster</u>	<u>2</u>				<u>2</u>	
		<u>災害医学特論</u>	<u>2</u>					
		<u>Study Design for Researches on Medical Sciences</u> (医学研究方法論)	<u>2</u>					
		<u>TR特論 II</u>	<u>2</u>	<u>TRトレーニング I</u>	<u>6</u>			
				<u>TRトレーニング II</u>	<u>6</u>			

			<u>TR特論Ⅲ</u>		<u>2</u>						
			<u>TR特論Ⅳ</u>		<u>2</u>						
			<u>神経科学Ⅰ</u>		<u>2</u>	<u>神経科学ワー クショップⅠ</u>		<u>2</u>	<u>神経科学セミ ナー</u>		<u>2</u>
			<u>神経科学Ⅱ</u>		<u>2</u>	<u>神経科学ワー クショップⅡ</u>		<u>2</u>			
			<u>神経科学Ⅲ</u>		<u>2</u>						
						<u>医療機器トレ ーニング</u>		<u>2</u>			
						<u>連携機関トレ ーニングⅠ</u>		<u>2</u>			
						<u>連携機関トレ ーニングⅡ</u>		<u>2</u>			
						<u>連携機関トレ ーニングⅢ</u>		<u>2</u>			
			<u>Topics and Discussions Ⅰ</u>		<u>2</u>				<u>災害医学セミ ナー**</u>		<u>2</u>
			<u>Topics and Discussions Ⅱ</u>		<u>2</u>						

		<u>Topics and Discussions III</u>	<u>2</u>							
		<u>Topics and Discussions IV</u>	<u>2</u>							
	<u>量子生命・分子イメージング科目</u>	<u>分子イメージング特論</u> <u>量子生命科学特論</u>	<u>2</u> <u>2</u>		<u>分子イメージングトレーニング</u> <u>量子生命イメージングトレーニング</u>	<u>6</u> <u>2</u>	<u>分子イメージング診断治療講義</u> <u>量子生命・分子イメージング特別講義</u>	<u>2</u> <u>1</u>		
	<u>がんプロ科目</u>	<u>臨床腫瘍学特論Ⅰ</u> <u>臨床腫瘍学特論Ⅱ</u> <u>臓器別臨床腫瘍学特論</u> <u>腫瘍関連学際領域特論</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>4</u> <u>2</u>		<u>放射線治療トレーニングⅠ</u> <u>放射線治療トレーニングⅡ</u> <u>放射線治療トレーニングⅢ</u> <u>化学療法トレーニングⅠ</u> <u>化学療法トレーニングⅡ</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>6</u> <u>1</u> <u>2</u>	<u>がんプロ合同セミナー</u> <u>がん医科学セミナー</u>	<u>2</u> <u>2</u>		

					<u>レーニングⅠ</u>					
					<u>病理腫瘍学ト</u>	<u>4</u>				
					<u>レーニングⅡ</u>					
					<u>臓器横断病理</u>	<u>4</u>				
					<u>トレーニング</u>					
<u>医</u> <u>学</u> <u>物</u> <u>理</u> <u>士</u> <u>科</u> <u>目</u>	<u>共</u> <u>通</u> <u>必</u> <u>修</u> <u>科</u> <u>目</u>	<u>医学物理学</u>	<u>1</u>		<u>医学物理士ト</u>	<u>2</u>				
		<u>特論Ⅰ</u>			<u>レーニングⅡ</u>					
		<u>医学物理学</u>	<u>1</u>		<u>医学物理士臨</u>	<u>8</u>				
		<u>特論Ⅱ</u>			<u>床研修</u>					
	<u>(医</u> <u>学</u> <u>・</u> <u>保</u> <u>健</u> <u>学</u> <u>系</u> <u>学</u> <u>部</u> <u>出</u> <u>身</u> <u>者)</u> <u>必</u> <u>修</u> <u>科</u> <u>目</u>	<u>力学</u>	<u>2</u>							
		<u>電磁気学</u>	<u>2</u>							
		<u>量子力学</u>	<u>2</u>							

		(理 工 学 系 学 部 出 身 者) 必 修 科 目	先端放射線 科学概論	2									
			基礎医学	2									
			放射線腫瘍 学	2									
			放射線物理 学	2									
			超音波技術 学	1									
		選 択 科 目	医療情報学		1								
			放射線防護 学		1								
			臨床物理学		2								
			放射線計 測・情報処理 学		2								
			放射線関連 法規および 勧告		1								
			画像診断学		2								
			放射線生物 学		1								

		原子核物理学		2						
		統計物理学Ⅰ		2						
		統計物理学Ⅱ		2						
		数学Ⅰ		2						
		数学Ⅱ		2						
		医学統計学入門		1						
		医学データ解析入門		1						
		医療倫理学		1						
		核医学		1						
	研究医科目	研究医養成特論Ⅰ	2	選択				研究医養成セミナー	1	
		研究医養成特論Ⅱ	2							
	医療AI科目	医学AI特論Ⅰ	2		医学AIトレーニングⅠ	3		医学AIセミナー	2	

	<u>医学AI特論Ⅱ</u>	<u>2</u>		<u>医学AIトレーニングⅡ</u>	<u>3</u>			
				<u>医学AIトレーニングⅢ</u>	<u>3</u>			
				<u>医学AIトレーニングⅣ</u>	<u>3</u>			
<u>総合診療・災害医療研究科目</u>	<u>医学統計学</u>		<u>4</u>	<u>臨床研究トレーニング</u>	<u>4</u>		<u>総合診療・災害医療研究医養成セミナー</u>	<u>2</u>
	<u>保健医療福祉情報学</u>		<u>2</u>	<u>災害医療トレーニング</u>	<u>4</u>			
	<u>臨床研究特論</u>		<u>2</u>					
	<u>災害医療セミナー</u>		<u>4</u>					

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
2. 量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
3. 腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。なお、各コース毎の必修科目を確認のうえ履修すること。
4. 研究医コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び研究医科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2

単位以上。

5. 医学物理士コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目、がんプロ科目及び医学物理士科目のうちから、系統講義科目8単位以上、トレーニング科目20単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。合計30単位以上修得すること。ただし、医学物理士養成コース出身の学生は、系統講義コース科目について、コア科目、がんプロ科目、医学物理士科目のうちから8単位以上を選択して履修すること。また、医学・保健学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論(2単位)」、「力学(2単位)」、「電磁気学(2単位)」、「量子力学(2単位)」を必修とし、理工学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論(2単位)」、「先端放射線科学概論(2単位)」、「基礎医学(2単位)」、「放射線腫瘍学(2単位)」を必修とする。
6. 総合診療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目のうちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療研究科目およびコア科目のうちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。
7. 災害医療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目のうちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療・災害医療研究科目およびコア科目のうちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。
8. 医療AI人材養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び医療AI科目のうちから系統講義コース科目5単位以上、トレーニングコース科目22単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。

備考：TR=Translational Research NM=Network Medicine

コア科目の必修科目「論文研究」を除き、他の科目区分の必修科目については該当コース学生のみ必修となる。

*Advanced Medical Seminar I およびIIは、原則として日本語理解が困難な留学生のみ履修可

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学国際研究所の分野所属学生のみ履修可。

***総合診療・災害医療研究科目は、総合診療研究医コース及び災害医療研究医コース学生のみ履修可。

****「核医学」は、過去に未履修の場合は必ず受講すること。

*****「臓器別腫瘍学特論」は、28講義中14講義を選択受講で2単位。ただし、腫瘍専門医コースの学生は除く。

【Network Medicine Course】

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
Network Medicine(G30)科目	<u>Molecular Medical Sciences</u> (分子医科学)		2	<u>Advanced Medical Seminar I</u> (先進医学ゼミ I)*		6	<u>International Exchange A</u> (国際交流セミナーA)		1
	<u>Public Health and Environmental Health Science</u> (社会・環境医学)		2	<u>Advanced Medical Seminar II</u> (先進医学ゼミ II)*		6	<u>International Exchange B</u> (国際交流セミナーB)		1
	<u>Advanced Clinical Medicine</u> (先端臨床医学)		2	<u>Molecular Imaging Training</u> (分子イメージングトレーニング)		6	<u>International Exchange C</u> (国際交流セミナーC)		1
	<u>Basic Neuroscience</u> (神経科学基礎)		2	<u>Paper Research & Basic Seminar</u> (論文研究)	10		<u>International Exchange D</u> (国際交流セミナーD)		1
	<u>Immunological Science</u> (免疫科学)		2				<u>Study-abroad Performance</u> (国際留学成果評価)		1
	<u>Advanced Infec</u>		2				<u>Attendance of</u>		1

	<u>tious Disease</u>			<u>Academic meeti ng</u> (海外学会参加成 果評価)	
	<u>Advanced Glob al Health</u>	<u>2</u>		<u>Internship Exp erience</u> (インターンシッ プ成果評価)	<u>1</u>
	<u>Advanced Healt h andsocial res ilience for larg e-scale disaster</u>	<u>2</u>			<u>2</u>
	<u>Study Design f or Researches on Medical Sci ences</u> (医学研究方法 論)	<u>2</u>			
	<u>Advanced Mole cular Imaging</u> (分子イメージン グ特論)	<u>2</u>			
	<u>Topics and Dis cussions I</u>	<u>2</u>			
	<u>Topics and Dis cussions II</u>	<u>2</u>			

<u>Topics and Discussions III</u>	<u>2</u>						
<u>Topics and Discussions IV</u>	<u>2</u>						

※Network Medicineコースの学生は、指導教員の指示により、Network Medicine科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上の合計30単位以上を修得すること。

*Advanced Medical Seminar I およびII は、原則として日本語理解が困難な留学生のみ履修可

別表第3

障害科学専攻博士課程(前期2年の課程)

<u>科目区分</u>	<u>授業科目</u>			
	<u>必修</u>	<u>単位数</u>	<u>選択必修</u>	<u>単位数</u>
<u>運動学分野</u>	<u>運動学概論 I</u>	<u>2</u>	<u>運動学特論 I</u>	<u>2</u>
	<u>運動学概論 II</u>	<u>2</u>	<u>運動学特論 II</u>	<u>2</u>
	<u>運動学実習 I</u>	<u>3</u>	<u>行動医学特論 I</u>	<u>2</u>
	<u>運動学実習 II</u>	<u>3</u>	<u>行動医学特論 II</u>	<u>2</u>
<u>行動医学分野</u>	<u>行動医学概論 I</u>	<u>2</u>	<u>臨床神経生理学特論 I</u>	<u>2</u>
	<u>行動医学概論 II</u>	<u>2</u>	<u>臨床神経生理学特論 II</u>	<u>2</u>
	<u>行動医学実習 I</u>	<u>3</u>	<u>肢体不自由学特論 I</u>	<u>2</u>
	<u>行動医学実習 II</u>	<u>3</u>	<u>肢体不自由学特論 II</u>	<u>2</u>

	<u>肢体不自由学分野</u>	<u>肢体不自由学概論Ⅰ</u>	<u>2</u>	<u>内部障害学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>肢体不自由学概論Ⅱ</u>	<u>2</u>	<u>内部障害学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>肢体不自由学実習Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>高次機能障害学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>肢体不自由学実習Ⅱ</u>	<u>3</u>	<u>高次機能障害学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>
	<u>てんかん学分野</u>	<u>てんかん学概論Ⅰ</u>	<u>2</u>	<u>胎児病態学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>てんかん学概論Ⅱ</u>	<u>2</u>	<u>胎児病態学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>てんかん学実習Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>医学概論Ⅰ</u>	<u>3</u>
		<u>てんかん学実習Ⅱ</u>	<u>3</u>	<u>医学概論Ⅱ</u>	<u>3</u>
	<u>内部障害学分野</u>	<u>内部障害学概論Ⅰ</u>	<u>2</u>	<u>統計学</u>	<u>2</u>
		<u>内部障害学概論Ⅱ</u>	<u>2</u>	<u>運動処方学Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>内部障害学実習Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>運動処方学Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>内部障害学実習Ⅱ</u>	<u>3</u>	<u>行動医学実践学Ⅰ</u>	<u>2</u>
	<u>高次機能障害学分野</u>	<u>高次機能障害学概論Ⅰ</u>	<u>2</u>	<u>行動医学実践学Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>高次機能障害学概論Ⅱ</u>	<u>2</u>	<u>義肢装具学Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>高次機能障害学実習Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>義肢装具学Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>高次機能障害学実習Ⅱ</u>	<u>3</u>	<u>臨床神経生理学実習Ⅰ</u>	<u>2</u>
	<u>胎児病態学分野</u>	<u>胎児病態学概論Ⅰ</u>	<u>2</u>	<u>臨床神経生理学実習Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>胎児病態学概論Ⅱ</u>	<u>2</u>	<u>内部障害実践学Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>胎児病態学実習Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>内部障害実践学Ⅱ</u>	<u>2</u>

	胎児病態学実習Ⅱ	3	臨床脳科学Ⅰ	2
上記以外の分野 (専攻兼務分野)	分野指定科目Ⅰ＊	2	臨床脳科学Ⅱ	2
	分野指定科目Ⅱ＊	2	神経解剖学	2
	分野指定実習Ⅰ＊	3	医学AI概論Ⅰ	2
	分野指定実習Ⅱ＊	3	医学AI概論Ⅱ	2
共通必修科目	医療倫理学	1	Topics and DiscussionsⅠ	2
	論文研究Ⅰ	10	Topics and DiscussionsⅡ	2
			Topics and DiscussionsⅢ	2
			Topics and DiscussionsⅣ	2
			国際学会参加成果評価	1
			災害医学概論	2
			分野選択科目Ⅰ＊	2
			分野選択科目Ⅱ＊	2
			分野選択科目(実践学)Ⅰ＊	2
			分野選択科目(実践学)Ⅱ＊	2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により21単位以上。

2. 選択必修科目は、指導教員の指示により9単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。＊印の授業科目は、該当する分野(専攻兼務分野)が設定する科目である。

障害科学専攻 博士課程(後期3年の課程)

科目区分	授業科目			
	必修	単位数	選択必修	単位数
共通科目	論文研究Ⅱ	4	研究推進・研究倫理ゼミ	6
	論文研究Ⅲ	4	学際領域ゼミ	6
	論文研究Ⅳ	4	機能医科学特論	2
			機能医科学ゼミ	6
			分子医科学	2
			社会・環境医学	2
			神経科学基礎	2
			免疫科学	2
			医学AI概論Ⅰ	2
			医学AI概論Ⅱ	2
			Topics and Discussions Ⅰ	2

			<u>Topics and Discussions</u> <u>II</u>	<u>2</u>
			<u>Topics and Discussions</u> <u>III</u>	<u>2</u>
			<u>Topics and Discussions</u> <u>IV</u>	<u>2</u>
			<u>海外留学成果評価</u>	<u>1</u>
			<u>国際学会参加成果評価</u>	<u>1</u>
			<u>インターンシップ成果評価</u>	<u>1</u>

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により12単位。

2. 選択必修科目は、指導教員の指示により4単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択必修科目として履修することができる。

別表第4

保健学専攻博士課程(前期2年の課程)

<u>科目区分</u>	<u>授業科目</u>	<u>一般コース</u>	
		<u>必修</u>	<u>選択</u>
<u>共通選択科目</u>	<u>医療倫理学</u>	<u>1</u>	
	<u>看護学研究方法論</u>		<u>2</u>
	<u>看護学研究のための統計学</u>		<u>2</u>
	<u>看護倫理</u>		<u>2</u>

	<u>理論看護学アプローチ</u>	<u>2</u>	
	<u>看護科学論 I</u>	<u>2</u>	
	<u>医療教育論</u>	<u>2</u>	
	<u>医療・看護政策論</u>	<u>2</u>	
	<u>がん科学</u>	<u>2</u>	
	<u>がん診療トレーニング</u>	<u>2</u>	
	<u>先端放射線科学概論</u>	<u>2</u>	
	<u>検査医科学概論</u>	<u>2</u>	
	<u>災害医学概論</u>	<u>2</u>	
	<u>医用動物学</u>	<u>1</u>	
	<u>分子・遺伝生物学 I</u>	<u>1</u>	
	<u>医学統計学入門</u>	<u>2</u>	
	<u>医学データ解析入門</u>	<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 I</u>	<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 II</u>	<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions I</u>	<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions II</u>	<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions III</u>	<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions IV</u>	<u>2</u>	

			<u>国際学会参加成果評価</u>		<u>1</u>
			<u>CBMM</u>	<u>7</u>	
<u>特別研究科目</u>			<u>論文研究</u>	<u>10</u>	
			<u>課題研究</u>		<u>5</u>
専門科目	看護学コース	基礎・健康開発看護学領域	<u>看護アセスメント学特論Ⅰ</u>		<u>2</u>
			<u>看護アセスメント学特論Ⅱ</u>		<u>2</u>
			<u>看護アセスメント学セミナー</u>		<u>4</u>
			<u>看護管理学特論Ⅰ</u>		<u>2</u>
			<u>看護管理学特論Ⅱ</u>		<u>2</u>
			<u>看護管理学セミナー</u>		<u>4</u>
			<u>老年・在宅看護学特論Ⅰ</u>		<u>2</u>
			<u>老年・在宅看護学特論Ⅱ</u>		<u>2</u>
			<u>老年・在宅看護学セミナー</u>		<u>4</u>
			<u>地域ケアシステム看護学特論Ⅰ</u>		<u>2</u>
			<u>公衆衛生看護学特論Ⅰ</u>		<u>2</u>
			<u>公衆衛生看護学特論Ⅱ</u>		<u>2</u>
			<u>公衆衛生看護学セミナー</u>		<u>4</u>
	(保健師必)	<u>公衆衛生看護学原論</u>		<u>2</u>	
		<u>公衆衛生看護学活動論Ⅰ</u>		<u>4</u>	

[illegible]

			<u>がん看護学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>	
			<u>緩和ケア看護学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>緩和ケア看護学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>	
			<u>緩和ケア看護学セミナーⅠ</u>	<u>2</u>	
			<u>緩和ケア看護学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>	
			<u>がん看護専門看護学実習Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>がん看護専門看護学実習Ⅱ</u>	<u>6</u>	
			<u>がん看護専門看護学実習Ⅲ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児看護学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児看護学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児看護学セミナーⅠ</u>	<u>4</u>	
			<u>小児看護学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児看護学セミナーⅢ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児専門看護学実習Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>小児専門看護学実習Ⅱ</u>	<u>8</u>	
			<u>精神看護学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>精神看護学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>	
			<u>家族のメンタルヘルス論</u>	<u>2</u>	
			<u>精神看護学セミナーⅠ</u>	<u>2</u>	

			<u>精神看護学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>	
			<u>精神看護学セミナーⅢ</u>	<u>2</u>	
			<u>精神看護学セミナーⅣ</u>	<u>2</u>	
			<u>救急・急性期精神看護</u>	<u>2</u>	
			<u>精神専門看護学実習Ⅰ</u>	<u>1</u>	
			<u>精神専門看護学実習Ⅱ</u>	<u>2</u>	
			<u>精神専門看護学実習Ⅲ</u>	<u>4</u>	
			<u>精神専門看護学実習Ⅳ</u>	<u>2</u>	
			<u>精神専門看護学実習Ⅴ</u>	<u>1</u>	
			<u>ウィメンズヘルス・周産期看護学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>	
			<u>ウィメンズヘルス・周産期看護学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>	
			<u>ウィメンズヘルス・周産期看護学セミナー</u>	<u>4</u>	
	放射線技術科学 ユニース	<u>医用 情報 技術 科学 領域</u>	<u>医用情報学セミナーⅠ</u>	<u>4</u>	
			<u>医用情報学セミナーⅡ</u>	<u>4</u>	
			<u>医用物理学特論</u>	<u>2</u>	
			<u>画像情報学特論</u>	<u>2</u>	
			<u>医用画像工学特論</u>	<u>2</u>	
		<u>生体 応用</u>	<u>生体応用科学セミナーⅠ</u>	<u>4</u>	
			<u>生体応用科学セミナーⅡ</u>	<u>4</u>	

		域	臨床生理検査学セミナーⅠ	4	
			臨床生理検査学セミナーⅡ	4	
			臨床生理検査学特論	2	
			分子血液学セミナーⅠ	4	
			分子血液学セミナーⅡ	4	
			分子血液学特論	2	
			分子内分泌学セミナーⅠ	4	
			分子内分泌学セミナーⅡ	4	
			分子内分泌学特論	2	
			病理診断学トレーニング	4	
			臨床検査学トレーニング	4	
			医学論文読解演習B	2	
		授業科目	医学物理士養成コース (保健学系学部出身者)	医学物理士養成コース (理工学系学部出身者)	
			必修	選択	
		医療倫理学	1	医療倫理学	1
		医学物理学特論Ⅰ	1	医学物理学特論	1
		医学物理学特論Ⅱ	1	医学物理学特論Ⅱ	1

	<u>力学</u>	<u>2</u>		<u>放射線物理学</u>	<u>2</u>		
	<u>電磁気学</u>	<u>2</u>		<u>放射線防護学</u>	<u>2</u>		
	<u>量子力学</u>		<u>2</u>	<u>放射線診断物理学</u>		<u>1</u>	
	<u>原子核物理学</u>		<u>2</u>	<u>放射線治療物理学</u>	<u>2</u>		
	<u>医学統計学入門</u>	<u>1</u>		<u>放射線計測学</u>	<u>2</u>		
	<u>医学データ解析入門</u>	<u>1</u>		<u>情報処理学</u>	<u>1</u>		
	<u>医療情報学</u>		<u>1</u>	<u>放射線関連法規および勧告</u>	<u>1</u>		
	<u>医用情報学セミナーⅠ</u>		<u>4</u>	<u>解剖学</u>	<u>1</u>		
	<u>医用情報学セミナーⅡ</u>		<u>4</u>	<u>生理学</u>	<u>1</u>		
	<u>医用物理学特論</u>		<u>2</u>	<u>病理学</u>	<u>1</u>		
	<u>画像情報学特論</u>		<u>2</u>	<u>放射線診断学</u>	<u>1</u>		
	<u>医用画像工学特論</u>		<u>2</u>	<u>核医学物理学</u>	<u>1</u>		
	<u>生体応用科学セミナーⅠ</u>		<u>4</u>	<u>放射線腫瘍学</u>	<u>1</u>		
	<u>生体応用科学セミナーⅡ</u>		<u>4</u>	<u>放射線生物学</u>	<u>1</u>		
	<u>画像診断学特論</u>		<u>2</u>	<u>医学統計学入門</u>	<u>1</u>		

	<u>画像解析学特論</u>	<u>2</u>	<u>医学データ解析入門</u>	<u>1</u>		
	<u>放射線検査学特論</u>	<u>2</u>	<u>先端放射線科学概論</u>	<u>2</u>		
	<u>放射線治療学特論</u>	<u>2</u>	<u>超音波技術学</u>	<u>1</u>		
	<u>数学 I</u>	<u>2</u>	<u>医療情報学</u>		<u>1</u>	
	<u>数学 II</u>	<u>2</u>	<u>医用情報学セミナー I</u>		<u>4</u>	
	<u>統計物理学 I</u>	<u>2</u>	<u>医用情報学セミナー II</u>		<u>4</u>	
	<u>統計物理学 II</u>	<u>2</u>	<u>医用物理学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 I</u>	<u>2</u>	<u>画像情報学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>医学AI概論 II</u>	<u>2</u>	<u>医用画像工学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions I</u>	<u>2</u>	<u>生体応用科学セミナー I</u>		<u>4</u>	
	<u>Topics and Discussions II</u>	<u>2</u>	<u>生体応用科学セミナー II</u>		<u>4</u>	
	<u>Topics and Discussions III</u>	<u>2</u>	<u>画像診断学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>Topics and Discussions IV</u>	<u>2</u>	<u>画像解析学特論</u>		<u>2</u>	
	<u>国際学会参加成果</u>	<u>1</u>	<u>放射線検査学特論</u>		<u>2</u>	

評価				
医学物理士トレーニング I	2		放射線治療学特論	2
論文研究	10		医学AI概論 I	2
			医学AI概論 II	2
			Topics and Discussions I	2
			Topics and Discussions II	2
			Topics and Discussions III	2
			Topics and Discussions IV	2
			国際学会参加成果 評価	1
			医学物理士トレーニング I	2
			核医学	1
			論文研究	10

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、以下のとおり。

(1) 共通選択科目2単位以上。

なお、看護学コースの学生は看護学研究方法論、放射線技術科学コースの学生は先端放射線科学概論、検査技術科学コースの学生は検査医科学概論を選択必修科目とする。

(2) コース別の専門科目から、看護学コースの学生は8単位以上、放射線技術科学コース及び検査技術科学コースの学生は10単位以上。

(3) 論文研究10単位。

(4) 保健師コースの学生のみ課題研究5単位を論文研究10単位に替えて選択することができる。

(5) 保健師国家試験受験資格取得には、看護学コース基礎・健康開発看護学領域から保健師必修科目33単位を修得すること。

2. 医学物理士養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、30単位以上。

※「CBMM(7単位)」はチュラロンコーン大学とのダブルディグリープログラムによる受入学生のための対象科目。保健学専攻運営委員会の認めるところにより、チュラロンコーン大学において修得した科目をもって修得する科目とする。

保健学専攻博士課程(後期3年の課程)

科目区分		授業科目	必修	選択
共通 科目	共通選択 科目	健康科学論		2
		看護科学論Ⅱ		2
		Academic Skills in Nursing I		2
		Academic Skills in Nursing II		2
		分子医科学		2
		社会・環境医学		2
		医学AI概論Ⅰ		2
		医学AI概論Ⅱ		2

		<u>Topics and Discussions I</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions II</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions III</u>		<u>2</u>
		<u>Topics and Discussions IV</u>		<u>2</u>
		国際学会参加成果評価		<u>1</u>
<u>特別研究科目</u>		<u>保健学論文研究</u>	<u>8</u>	
<u>専門 科目</u>	<u>看護学コ ース</u>	<u>基礎・健康開発看護学セミナー I</u>		<u>2</u>
		<u>基礎・健康開発看護学セミナー II</u>		<u>2</u>
		<u>家族支援看護学セミナー I</u>		<u>2</u>
		<u>家族支援看護学セミナー II</u>		<u>2</u>
		<u>基礎・健康開発看護学特論</u>		<u>2</u>
		<u>家族支援看護学特論</u>		<u>2</u>
	<u>放射線技 術科学コ ース</u>	<u>医用情報技術科学セミナー I</u>		<u>2</u>
		<u>医用情報技術科学セミナー II</u>		<u>2</u>
		<u>生体応用技術科学セミナー I</u>		<u>2</u>
		<u>生体応用技術科学セミナー II</u>		<u>2</u>
		<u>医用情報技術科学特論</u>		<u>2</u>
		<u>生体応用技術科学特論</u>		<u>2</u>
	<u>検査技術</u>	<u>基礎検査医科学セミナー I</u>		<u>2</u>

	<u>科学コース</u>	<u>基礎検査医科学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>
		<u>臨床検査医科学セミナーⅠ</u>	<u>2</u>
		<u>臨床検査医科学セミナーⅡ</u>	<u>2</u>
		<u>検査医科学特論</u>	<u>2</u>

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

1. 共通科目のうちから、指導教員の指示により、2単位以上。
2. 領域別の専門科目から、指導教員の指示により、4単位以上。
3. 保健学論文研究8単位。

別表第5

公衆衛生学専攻修士課程

		<u>一般コース</u>		<u>高度臨床研究支援・管理者育成コース</u>		<u>臨床研究管理医養成1年コース</u>		<u>公衆衛生・遺伝カウンセリングコース</u>		<u>医療・公衆衛生倫理指導者養成コース</u>		<u>ヒューマンセンシブリテイ国際教育コース</u>		<u>災害マネジメントコース</u>	
		<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>	<u>必修</u>	<u>選択</u>
<u>共通科目</u>	<u>疫学研究デザイン入門</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>	
	<u>医療倫理学Ⅰ</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>	

		<u>行動医学入門</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>	
		<u>基礎医学 I</u>							<u>1</u>							
		<u>基礎医学 II</u>							<u>1</u>							
		<u>基礎医学 III</u>							<u>1</u>							
		<u>基礎医学 IV</u>							<u>1</u>							
		<u>医学 AI 概論 I</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>医学 AI 概論 II</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>Topics and Discussions I</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>Topics and Discussions II</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>Topics and Discussions III</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>Topics and Discussions IV</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		<u>国際学会参加 成果評価</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>	
		<u>社会医学演習</u>	<u>2</u>								<u>2</u>		<u>2</u>			
	<u>専門 基盤 科目</u>	<u>分子・遺伝生物 学 I</u>		<u>1</u>					<u>1</u>						<u>1</u>	
		<u>分子・遺伝生物</u>		<u>1</u>					<u>1</u>						<u>1</u>	

	学Ⅱ																		
	免疫科学									1									
	神経科学									1									
	内科学概論	1		1						1								1	
	外科学概論	1		1						1								1	
	発生・発達・周産期医学概論	1		1						1								1	
	医療薬学特論			2		2				2									
	応用医療薬学特論			2		2				2									
	がん科学									1									
	先進医学通論									1									
	Health and Social Resilience for Large-scale Disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	2													2			2	
	Human Security and Global Health	2													2			2	

		(ヒューマンセ キュリティと グローバルヘ ルス)																
専 門 科 目	情 報 健 康 医 学 系 科 目	疫学概論		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>
		臨床研究概論		<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>					<u>1</u>					<u>1</u>	
		分子疫学		<u>1</u>				<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>					<u>1</u>	
		医学統計学入 門	<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>	
		医学データ解 析入門		<u>2</u>		<u>2</u>	<u>2</u>			<u>2</u>							<u>2</u>	
		データ管理学 Ⅰ		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>							<u>2</u>	
		データ管理学 Ⅱ		<u>2</u>		<u>2</u>		<u>2</u>										
		臨床研究プロ トコール講義					<u>1</u>											
		臨床研究プロ トコール演習					<u>2</u>											
		EBM概論		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>										
		医学情報学		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>					<u>1</u>	
		保健医療福祉 情報ネットワ		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>							<u>1</u>	

	シ グ 系 科 目	遺伝カウンセ リング実践論							2							
	医 療 ・ 公 衆 衛 生 倫 理 系 科 目	研究倫理実践 論 臨床倫理演習 倫理学・生命倫 理学概論 記述倫理・実証 研究入門 公衆衛生倫理 概論								2 2 1 1 1						
	ヒ ュ ー マ ン セ キ ュ リ テ ィ 系	Exercise on Human Secur ity A (ヒューマンセ キュリティ演 習A) Exercise on Human Secur ity B (ヒューマンセ キュリティ演 習B)	1									1				
			1									1				

	療 科 目	災害医学特論														<u>2</u>
実 習・特 別研 究科 目		フィールド実 習	<u>5</u>													
		臨床研究実習 Ⅰ		<u>1</u> <u>0</u>												
		臨床研究実習 Ⅱ			<u>1</u> <u>0</u>											
		遺伝カウンセ リング実習					<u>1</u> <u>0</u>									
		災害保健医療 トレーニング												<u>3</u>		
		中間審査	<u>2</u>		<u>2</u>			<u>2</u>		<u>2</u>					<u>2</u>	
		論文研究	<u>1</u> <u>0</u>							<u>1</u> <u>0</u>		<u>1</u> <u>0</u>				
		課題研究		<u>5</u>		<u>5</u>		<u>5</u>						<u>5</u>		

※指導教員の指導のもとに次の各号で指定する授業科目及び修了単位を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目21単位を含め選択科目から9単位以上修得すること。
2. 高度臨床研究支援・管理者育成コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目24単位を含め選択科目から6単位以上修得すること。
3. 臨床研究管理医養成1年コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目28単位を含め選択科目から2単位以上修得すること。
4. 公衆衛生・遺伝カウンセリングコースの学生は、同コース開設科目の内から、学位取得に

	<u>必要な必修科目31単位以上を修得するとともに、認定遺伝カウンセラーの受験資格に関連する単位を修得すること。なお、医療関連職種の資格を有していない者には、保健医療の基礎的な内容を学ぶ科目を履修するよう指導する。</u> <u>5. 臨床研究管理医養成1年コース学生は、2年次に開講予定としている授業科目を1年次に履修できるものとする。課題研究についても1年次後期に行う。</u> <u>6. 医療・公衆衛生倫理指導者養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。</u> <u>7. ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。</u> <u>8. 災害医療マネジメントコースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目23単位を含め選択科目から7単位以上修得すること。</u>
--	---

附 則

- 1 この内規は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

○東北大学教授会通則

平成12年2月15日

規第4号

東北大学教授会通則（昭和37年規第57号）の全部を改正する。

東北大学教授会通則

（設置）

第1条 東北大学の大学院の各研究科、各学部及び各附置研究所に教授会を置く。

（構成）

第2条 研究科の教授会（国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科の教授会を除く。）は、当該研究科の専任の教授及び当該研究科を組織する学部の附属教育研究施設の専任の教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該研究科の専任の准教授若しくは講師又は当該研究科を組織する学部の附属教育研究施設の専任の准教授若しくは講師を加えることができる。

3 第1項の教授会は、学位授与の審議に関し必要があると認めるときは、前二項の規定による構成員以外の当該研究科の研究科担当教員であり、かつ、当該学位論文の審査委員に委嘱された者を、その都度その構成に加えることができる。

第3条 国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科の教授会は、当該研究科の専任の教授及び当該研究科の協力講座に属する専任の教授である研究科担当教員をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該研究科の専任の准教授若しくは講師又は当該研究科の協力講座に属する専任の准教授若しくは講師である研究科担当教員を加えることができる。

3 第1項の教授会は、特に必要がある場合は、当該教授会の議を経て、当該研究科の兼務の教授、准教授若しくは講師又は当該研究科の協力講座に属する兼務の教授、准教授若しくは講師である研究科担当教員を加えることができる。

4 前条第3項の規定は、第1項の教授会が学位授与の審議をする際の構成について準用する。この場合において、同条第3項中「前二項」とあるのは「前三項」と読み替えるものとする。

第4条 学部の教授会は、当該学部の専任の教授及び学科目を兼担する教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該学部の専任の准教授若しくは講師又は学科目を兼担する准教授若しくは講師を加えることができる。

第5条 附置研究所の教授会は、当該附置研究所の専任の教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該附置研究所の専任の准教授又は講師を加えることができる。

3 第1項の教授会は、特に必要がある場合は、当該教授会の議を経て、当該附置研究所の兼務の教授、准教授又は講師を加えることができる。

第6条 削除

（審議事項等）

第7条 研究科及び学部の教授会は、次の各号に掲げる事項について、附置研究所の教授会は、第1号から第4号まで、第9号及び第10号に掲げる事項について審議する。

- 一 当該教授会を置く組織に係る中期目標についての意見に関する事項
- 二 当該教授会を置く組織の中期計画に関する事項
- 三 当該教授会を置く組織の規程等の制定又は改廃に関する事項
- 四 当該教授会を置く組織の教員の人事に関する事項
- 五 研究科又は学部の教育課程の編成に関する事項
- 六 研究科又は学部の学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 研究科又は学部の学生の入学、卒業、課程の修了、再入学、進学、編入学、転学部、転科、転入学及び除籍並びに休学及び復学を命ずる場合その他その在籍に関する事項
- 八 研究科又は学部の学生の学位の授与に関する事項
- 九 当該教授会を置く組織の教育研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 十 その他当該教授会を置く組織の教育研究に関する事項

2 教授会は、前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定める事項
- 二 学内規程により総長が決定を行うに当たり当該教授会の意見を聴くことが必要なものとして定められた事項
- 三 学内規程により当該教授会の権限に属せられた事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 四 総長の諮問した事項

3 前二項に規定する事項のうち、研究科及び学部が一体的に運営される部局における研究科及び学部に通ずる事項については、研究科の教授会において審議するものとする。

4 研究科及び学部の教授会は、第1項第3号（規程の制定及び改廃に関する事項に限る。）、第4号、第7号（研究科又は学部の学生の入学、卒業、課程の修了、再入学、進学、編入学、転入学、転学部、転科及び除籍並びに休学及び復学を命ずる場合に関する事項に限る。）、第8号並びに第2項第1号及び第2号に掲げる教育研究に関する重要な事項について、附置研究所の教授会は、第1項第3号（規程の制定及び改廃に関する事項に限る。）及び第4号並びに第2項第1号及び第2号に掲げる教育研究に関する重要な事項について、当該教授会を置く組織の長を通じて総長に意見を述べるものとする。

5 教授会は、前項の規定により総長に意見を述べるもののほか、総長又は当該教授会を置く組織の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第8条 教授会の議長は、研究科長、学部長又は附置研究所長をもって充て、教授会を主宰する。

2 研究科長、学部長又は附置研究所長が欠けたとき又は事故があるときは、教授会があらかじめ指定した者が前項の職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 研究科長、学部長又は附置研究所長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(代議員会等)

第10条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(議事録の作成)

第11条 研究科長、学部長又は附置研究所長は、教授会の議事録を作り、次回以後の教授会に提出してその承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この通則に定めるもののほか、議事の手続きその他教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この通則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規第65号改正）

この通則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第38号改正）

この通則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第19号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第102号改正）

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規第36号改正）

1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この通則施行の際現に改正前の第2条第2項、第3条第2項及び第3項、第3条の2第2項及び第3項、第3条の3第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定により教授会の構成に加わっている者（助教授に限る。）で、この通則の施行の日に准教授として任用されるものは、それぞれ改正後の第2条第2項、第3条第2項及び第3項、第3条の2第2項及び第3項、第3条の3第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定により教授会の構成に加えられたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規第57号改正）

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規第18号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規第75号改正）

この通則は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第1条、第7条第1項及び第4項、第8条、第9条並びに第11条の規定並びに第3条の2及び第3条の3を削る改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月8日規第8号改正）

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

○東北大学大学院医学系研究科教授会内規

平成11年2月3日

制定

東北大学大学院医学系研究科教授会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学教授会通則（平成12年規第4号）第12条の規定に基づき、東北大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の議事手続その他教授会の運営について定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、東北大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）及び研究科を組織する東北大学病院の専任の教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 規程等の制定及び改廃に関する事項
- 二 教員の人事に関する事項
- 三 教育研究上の組織に関する事項
- 四 学生の定員に関する事項
- 五 予算に関する重要事項
- 六 その他研究科に関する重要事項

(議長)

第4条 教授会は、東北大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長が欠けたとき又は事故があるときは、教授会があらかじめ指名した者が前項の職務を代行する。

(開催)

第5条 教授会は、原則として8月を除く毎月2回（第2及び第4水曜日）開催するものとする。

- 2 研究科長が、必要と認める場合は、臨時に教授会を開催することができる。
- 3 研究科長は、構成員（休職者及び1月以上の出張者等を除く。以下同じ。）の3分の1以上の者から要求があったときは、教授会を開催しなければならない。

(定足数)

第6条 教授会は、この内規及び別に定めのあるもののほか、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(議案)

第7条 研究科長は、教授会の議案を定め、あらかじめ構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 構成員は、議案を発議することができる。

(議決)

第8条 教授会の議事は、この内規及び特別に定めのあるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会)

第9条 教授会が、必要と認めた場合は、第3条に定める審議事項のうち、特定の事項について調査審議させるため、委員会を置くことができる。

(議事録)

第10条 研究科長は、教授会の議事録を作成し、次回以後の教授会に提出してその承認を得なければならない。

(内規の改正)

第11条 この内規の改正は、構成員の3分の2以上が出席した教授会において、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければ改正することができない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月2日改正)

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月7日改正)

この内規は、平成16年4月7日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日改正)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日改正)

この内規は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月24日改正)

この内規は、令和6年4月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

東北大学大学院医学系研究科委員会内規

制定 平成 11 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は東北大学大学院組織運営規程（昭和 44 年規第 25 号。以下「組織運営規程」という。）及び東北大学学位規程（昭和 30 年 1 月 1 日制定）に定めるもののほか、東北大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(構成)

第 2 条 東北大学大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、研究科を組織する講座、研究部門、施設等に属する専任の教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(審議事項)

第 3 条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 授業及び試験に関する事項
- 三 学位に関する事項
- 四 学生の厚生関係及びその身分に関する重要事項
- 五 研究科の担当教員に関する事項
- 六 大学院学生経費等に関する事項
- 七 その他研究科に関する事項

(議長)

第 4 条 研究科委員会は、東北大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長が欠けたとき又は事故があるときは、研究科委員会があらかじめ指名した者が前項の職務を代行する。

(開催)

第 5 条 研究科委員会は、定例に開催するものとする。

- 2 研究科長が、必要と認める場合は、臨時に研究科委員会を開催することができる。
- 3 研究科長は、構成員（休職者及び 1 月以上の外国出張者等を除く。以下同じ。）の 3 分の 1 以上の者から要求があったときは、研究科委員会を開催しなければならない。

(定足数)

第 6 条 研究科委員会は、この内規及び別に定めのあるもののほか、構成員の 3 分の 2

以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(議案)

第7条 研究科長は、研究科委員会の議案をあらかじめ構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 構成員は、議案を発議することができる。

(審議事項の付託)

第8条 研究科委員会は、第3条に定める審議事項のうちの一部の事項の審議を、医学系研究科大学院合同運営委員会（以下「大学院合同運営委員会」という。）に付託することができる。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づく大学院合同運営委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とする。

3 研究科委員会が大学院合同運営委員会に付託する審議事項及びその取扱いについては、研究科委員会が定める。

4 前三項に規定する場合の大学院合同運営委員会は、組織運営規程第9条に規定する代議員会とする。

5 大学院合同運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議決)

第9条 研究科委員会の議事は、この内規及び特別に定めのあるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第10条 研究科長は、研究科委員会の議事録を作成し、次回以後の研究科委員会に提出してその承認を得なければならない。

(内規の改正)

第11条 この内規の改正は、構成員の3分の2以上が出席した研究科委員会において、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければ開催することができない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。